

令和8年度主要事業に関する要望

(国 へ の 要 望)

令和7年7月

広 島 市

目 次

重点要望項目

【平和への取組】

- 1 核兵器廃絶に向けた取組の推進について (外務省関係) …… 2

【原爆被爆者援護施策の充実】

- 2 公益財団法人放射線影響研究所の移転について
(厚生労働省・外務省関係) …… 4
- 3 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等について
(厚生労働省関係) …… 6

【都市再生・都市基盤の整備】

- 4 市街地再開発事業の推進について (国土交通省関係) …… 12
- 5 広島駅南口広場の再整備等の推進について (国土交通省関係) …… 16

【道路・交通ネットワークの整備】

- 6 利便性が高く持続可能な公共交通体系の構築について
(国土交通省関係) …… 18

要望項目

【地方創生・地方分権改革の推進】

- 7 広島広域都市圏の発展について (総務省・内閣府・内閣官房関係) …… 22
- 8 地方分権の推進について (内閣府・総務省関係) …… 24

【平和への取組】

- 9 次世代への被爆体験継承の新たな取組について (厚生労働省関係) …… 28

【原爆被爆者援護施策の充実】

- 10 放射線被曝者医療国際協力の推進について (厚生労働省・外務省・文部科学省関係) …… 32

【子育て支援の充実】

- 11 保育サービスを支える保育士及び放課後児童支援員の確保について (こども家庭庁関係) …… 34

【保健・医療・福祉サービスの充実】

- 12 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について (厚生労働省関係) …… 38
- 13 こどもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設について (厚生労働省・こども家庭庁関係) …… 40
- 14 造血細胞移植後のワクチン再接種について (厚生労働省関係) …… 42

【都市再生・都市基盤の整備】

- 15 魅力ある都心づくりの推進について (国土交通省関係) …… 44
- 16 平成26年8月20日豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進について (国土交通省関係) …… 46
- 17 ひろしま西風新都の都市づくりの推進について (国土交通省関係) …… 48
- 18 西広島駅北口土地地区画整理事業の推進について (国土交通省関係) …… 50
- 19 向洋駅周辺青崎土地地区画整理事業の推進について (国土交通省関係) …… 52
- 20 「インフラ資産」の老朽化対策等について (国土交通省関係) …… 54
- 21 都市公園整備事業の推進について (国土交通省関係) …… 56
- 22 公共下水道事業等の推進について (国土交通省・総務省・内閣府・環境省関係) …… 58

【道路・交通ネットワークの整備】

- 23 新交通ネットワークの整備推進について (国土交通省関係) …… 60
- 24 広島高速道路（指定都市高速道路）の整備促進について (国土交通省関係) …… 62
- 25 直轄国道の整備促進について (国土交通省関係) …… 64
- 26 道路事業の推進について (国土交通省関係) …… 66
- 27 街路事業の推進について (国土交通省関係) …… 68

【防災・減災のまちづくりの推進】

- | | | | | |
|----|-------------------|-----------|----|----|
| 28 | 直轄砂防事業の促進について | (国土交通省関係) | …… | 70 |
| 29 | 港湾海岸高潮対策事業の促進について | (国土交通省関係) | …… | 72 |
| 30 | 直轄河川事業の促進について | (国土交通省関係) | …… | 74 |

【教育の充実】

- | | | | | |
|----|----------------|-----------|----|----|
| 31 | 教職員配置の充実改善について | (文部科学省関係) | …… | 76 |
|----|----------------|-----------|----|----|

重点要望内容

1 核兵器廃絶に向けた取組の推進について

(外務省関係)

要望内容

核兵器廃絶に向けた取組の推進

(要 旨)

本市は、国内外の約 8, 5 0 0 の都市が加盟する平和首長会議やこれら加盟都市の市民、N G O 等と連携して、核兵器廃絶を目指した取組を積極的に展開してきました。令和 3 年 7 月には、平和首長会議の活動指針である「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン」(略称: P X ビジョン)及び行動計画を策定し、引き続き加盟都市との連携の下、「核兵器のない世界」の実現に向けて取り組んでいます。

核兵器をめぐるのは、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化し、中東情勢が混迷を極める中で、核抑止力は必要であるという考え方が強くなる傾向にあり、また、米国とロシアの新戦略兵器削減条約(新 S T A R T)の履行停止が継続し、さらに、フランスが自国の核兵器による抑止力の欧州への拡大に言及するなど、国際社会がこれまで築いてきた核軍縮・不拡散体制への信頼が大きく揺らぐ状況になっています。

こうした不安定な国際情勢が続く中、昨年度には、被爆者の長年にわたる努力が国際社会で評価され、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。また、広島平和記念資料館の入館者数は 2 2 6 万人を超え、2 年連続で過去最多を更新するなど、市民社会における被爆地広島への関心と平和への意識は、世界中で着実に高まっていると受け止めています。

本市としては、こうした市民社会における平和意識の高まりを捉えつつ、被爆 8 0 周年を契機に、国際社会が核兵器廃絶に向かって着実に前進するよう、被爆の実相を「守り、広め、伝える」取組を更に進めるとともに、平和首長会議加盟都市と共に、市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動する平和文化を振興し、広く市民社会に「ヒロシマの心」への共感の輪を広げていく取組により一層尽力していきます。

国におかれましては、本市の核兵器廃絶に向けた取組に賛同いただく中で、1994年以来毎年国連に提出され、昨年12月の国連総会本会議でも採択された核兵器廃絶決議にもあるとおり、世界の政治指導者や若者への広島・長崎訪問の働き掛けに格別の御配慮をお願いいたします。

また、本年3月に開催された核兵器禁止条約の第3回締約国会議では、国際情勢の不安定化が進む中でも、核なき世界に向けた取組を強化するという決意を示す宣言が採択されました。こうしたことを踏まえ、また、これまで「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議を6回にわたり開催し、次回のNPT再検討会議に向けた提言を取りまとめるなど、「核兵器のない世界」に向けて継続している取組をより確実なものとするためにも、来年開催される核兵器禁止条約の第1回再検討会議に是非ともオブザーバー参加し、一刻も早く締約国となり、核兵器廃絶に向けた動きを後押しするよう、積極的な外交展開をお願いいたします。

さらに、NPT再検討会議を始めとする核軍縮・不拡散に関する会議など、様々な国際会議の広島開催に向け、引き続き格別の御配慮をお願いいたします。

2 公益財団法人放射線影響研究所の移転について

(厚生労働省・外務省関係)

要望内容

放射線影響研究所の着実な移転及びその機能の更なる発展

(要 旨)

公益財団法人放射線影響研究所（以下「放影研」という。）は、原爆傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）を前身として、昭和２２年に創設されて以来、原子爆弾被爆者の健康管理と医療面の調査研究に大きな役割を果たしています。

この放影研に関しては、ＡＢＣＣの比治山への建設が、占領下で強行された歴史的経緯や、昭和２５年の建設から７０年以上が経過し、施設・設備の老朽化が著しく、これまで蓄積された被爆者の貴重な試料（血液）の保存など、機能の維持さえ困難となる可能性があったこと等から、その比治山からの移転が強く望まれてきました。

また、本市では、平成２９年３月に、放影研移転後の跡地利用を含む、「比治山公園『平和の丘』基本計画」を策定し、現在、この計画に基づき、比治山公園の再整備に取り組んでいます。

こうした中、放影研については、広島大学霞キャンパスへの移転が進められているところであり、国において、機能の更なる発展に向け、移転を着実に進められるよう、放影研に対する十分な財政措置について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 放影研の現況

- (1) 所在地 広島市南区比治山公園
- (2) 敷地面積 2万2,716㎡
- (3) 建物面積 延9,233㎡

2 放影研移転の概要

- (1) 移転場所 広島大学「霞キャンパス ひろしま医工連携・先進医療イノベーション拠点棟」の敷地
- (2) 新施設の概要 鉄骨鉄筋コンクリート造 10階建
(広島大学との合築)
- (3) 建物面積 延約7,700㎡
(広島大学：1階、放影研：1～10階)
- (4) 位置図



3 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 被爆者に対する援護の拡充強化
- 2 「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定等
- 3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用
- 4 在外被爆者の実態に即した援護の充実
- 5 被爆建物等の保存に対する支援強化

(要 旨)

1 被爆者に対する援護の拡充強化

原子爆弾被爆者に対する援護については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策が実施されておりますが、被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、被爆から80年が経過しようとしている今日においても社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にあります。

また、被爆者の高齢化が一段と進み、平均年齢は86歳を超え、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加しており、特に原子爆弾小頭症患者は、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を営むことが困難となっています。

本年、被爆80周年を迎える中、被爆者に対する介護施策の拡充強化や原子爆弾小頭症患者が生涯にわたり安心した生活を営むための実態に即した支援の推進など、被爆者に寄り添った援護の早期の充実が望まれています。

つきましては、国の責任において、財源措置も含め、被爆者及び遺家族の実態に即した対策をより一層充実強化していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定等

本市では、平成20年度に大規模な調査を実施し、それにより判明した「黒い雨降雨地域」を第一種健康診断特例区域に指定するよう求めてきましたが、国は、この調査結果等が要望地域における広島原爆由来放射線による健康影響としての合理的根拠とはならないとする検討会の報告を踏まえ、被爆地域の拡大（第一種健康診断特例区域の指定）は困難であるとの見解を示されました。

一方で、住民の一部から被爆者健康手帳の交付を求める集団訴訟が提訴され、令和2年7月には、原告の方々の請求を全面的に容認する旨の第一審判決がありました。

この判決を受け、令和2年11月に、被爆者援護法に基づき定められている区域の拡大も視野に入れた再検討を行うこととして、国において設置された「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」は、検討開始から5年を迎えようとしています、未だ結論は出されていません。

本市としては、黒い雨体験者の方々が高齢化している中、一刻も早く「黒い雨降雨地域」の拡大を実現していただく必要があると考えています。

つきましては、検証の実施に当たり、これまで本市が提出しているデータや、黒い雨体験者を対象とした相談・支援事業実施により把握した健康面での実態などを活用していただき、この分析・検証を早急に進めるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

また、令和3年7月の「黒い雨」訴訟の第二審判決後に、国において、被爆者の立場に立った政治判断が行われ、『原告』と同じような事情にあったと認められる者に対して、認定し救済できるよう検討する」との方針に基づき、令和4年4月から新たな基準により黒い雨体験者を個々に認定していく制度が開始されています。しかし、この基準では、11種類の障害を伴う疾病に罹患していることが要件とされています。本市としては、疾病は、健康管理手当の支給要件であり、手帳の交付要件から切り離すべきであると考えています。

つきましては、基準から疾病要件を外すことにより、黒い雨体験者をより幅広く救済していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

原爆症認定制度については、平成25年12月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところですが、その後の訴訟において、行政認定と異なる司法判断もあったことから、被爆者の高齢化の現状に鑑み、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨やこれまでの判決等を「総合的判断」による審査の判断材料とするなど、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、高齢の被爆者が裁判による解決を求めなくてもよくなるように、引き続き必要な見直しを行っていただくよう、お願いいたします。

さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

4 在外被爆者の実態に即した援護の充実

(1) 在外被爆者の実情を踏まえた改善

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成28年1月からの「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできました。

また、平成31年4月からは、ブラジルの一部医療機関において、医療費及び一般疾病医療費の代行申請が可能となるなど、限定的ではありますが、在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところです。

しかしながら、依然として在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住しており、更には、在外被爆者の高齢化に伴って、入院や施設入所等により、遠方の在外公館等へ出向いて手続を行うことが困難となっている事例も増えてきていることから、引き続き、このような実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行っていただくなど、格別の御配慮をお願いいたします。

(2) 在外公館等における被爆者支援の強化

在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図っていただくとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応について、格別の御配慮をお願いいたします。

また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行っていただくとともに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなっていることから、在外公館等において支援を行うなど、より積極的な役割を果たしていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

5 被爆建物等の保存に対する支援強化

被爆から80年目を迎え、被爆者の高齢化が進む中、被爆の実相を伝えていくことが困難な時期に差し掛かっており、原爆の惨禍を次世代に伝えるための事業の充実が望まれています。

こうした中、被爆の実相を伝える「もの言わぬ証人」として、これまで以上に重要な役割を担うこととなる被爆建物・被爆樹木について、国においては、平成28年度から被爆建物の保存に対する補助制度を創設され、平成31年度からは被爆樹木の保存に対する補助制度を創設されたところです。

しかしながら、失われてしまうと二度と取り戻すことのできない貴重な財産である被爆建物は刻々と劣化が進んでおり、また、大規模な被爆建物については保存工事の費用の確保が大きな課題となっています。

つきましては、被爆建物の保存に対する補助内容を拡充していただくとともに、被爆樹木の保存に対して引き続き充実した支援をいただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 被爆者数の推移

(単位：人)

区分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	ピーク時
本市	53,340	50,384	47,632	44,836	42,191	39,590	39,374	37,818	35,730	114,542 (昭和51年)
全国	164,621	154,859	145,844	136,682	127,755	118,935	113,649	106,825	99,130	372,264 (昭和56年)

※ 各年3月31日現在

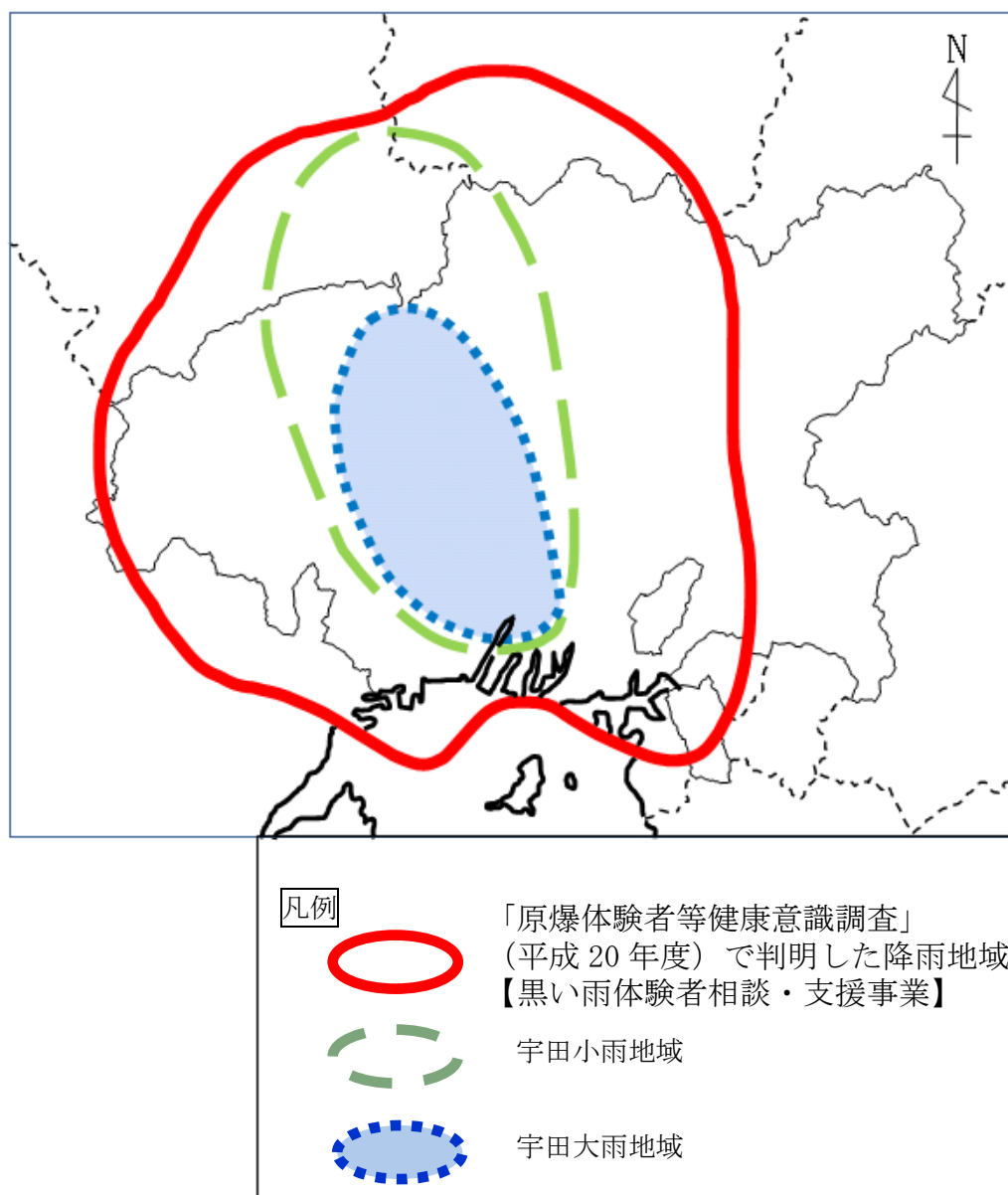
2 原子爆弾小頭症患者の現状

(単位：人)

区分	広島市	広島県	長崎県	長崎市	北海道	神奈川県	大阪府	山口県	福岡県	合計
人数	5	1	0	0	1	1	1	1	1	11

※ 令和7年3月31日現在

3 黒い雨降雨地域図



4 原爆症認定被爆者数の推移

(単位：人)

区 分	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	ピーク時
本 市	4,107	4,061	3,950	3,862	3,784	3,616	3,428	3,278	3,096	4,107 (平成29年)
全 国	10,059	9,908	9,676	9,444	9,196	8,675	8,234	7,698	7,218	10,133 (平成27, 28年)

※ 各年3月31日現在

※ 医療特別手当及び特別手当受給者数の合計である。

5 在外被爆者への法律に基づく援護の実施状況

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被爆者健康手帳等の 処理件数	認 定	0 件	4 件	3 件	4 件
	却下等	0 件	4 件	4 件	6 件
	計	0 件	8 件	7 件	10 件
各種手当の申請件数	健康管理手当	3 件	10 件	5 件	6 件
	保健手当ほか	5 件	5 件	19 件	13 件
	計	8 件	15 件	24 件	19 件

6 被爆建物の状況について

被爆建物 86 件		公共所有 22 件		民間所有 64 件	
非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造
30 件	56 件	21 件	1 件	9 件	55 件

※ 公共所有 22 件のうち、市所有 15 件、国所有（広島大学を含む）5 件、県所有 2 件

※ 令和7年4月1日現在

7 被爆樹木の樹勢の状況について

所有者	良	やや不良	不良	著しく不良	枯死寸前	未調査	計
市	8 本	33 本	37 本	4 本	—	—	82 本
国・県	1 本	9 本	5 本	2 本	1 本	—	18 本
民 間	9 本	30 本	16 本	4 本	—	—	59 本
計	18 本 (11.3%)	72 本 (45.3%)	58 本 (36.5%)	10 本 (6.3%)	1 本 (0.6%)	0 本 (0.0%)	159 本 (100%)

※ 令和7年4月1日現在

4 市街地再開発事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 市街地再開発事業（基町相生通地区）の財源確保
- 2 市街地再開発事業（西広島駅南口西地区）の財源確保

(要 旨)

本市では、一体的、総合的な再開発により広域的な波及効果が期待できる都心や拠点地区の既成市街地において、土地の合理的な高度利用を図るため、都市機能の更新、災害に強い都市づくり、居住環境の改善などの観点から、民間と行政との適切な役割分担のもとに再開発を進めています。

1 市街地再開発事業（基町相生通地区）の財源確保

本市では、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を推進しています。また、両地区の一部は、中四国地方で初となる「特定都市再生緊急整備地域」に指定されており、国際競争力の強化に資する都心の再開発を緊急かつ重点的に推進することとしています。

このうち、都心の西の核である紙屋町・八丁堀地区は、中四国地方最大の業務・商業集積地であるものの、更新時期を迎える建築物が多く存在し、また、狭あいな敷地が多く土地が有効活用されていないなどの課題があります。

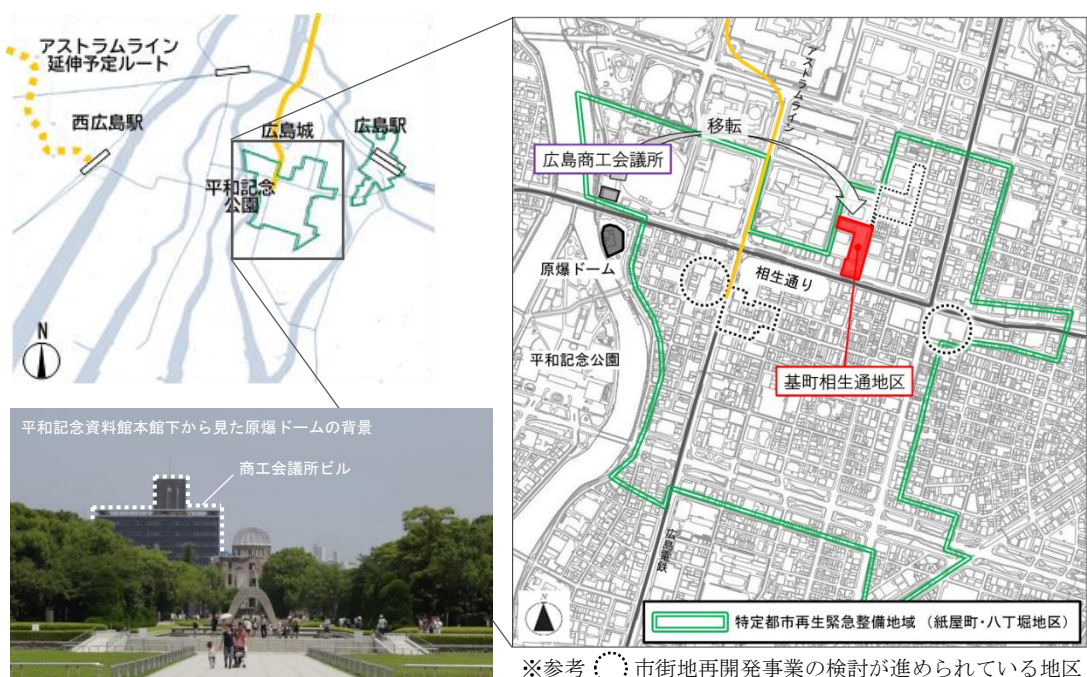
このため、本市では、紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとして、官民が連携して基町相生通地区市街地再開発事業を推進し、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィスの導入など、国際水準の都市機能の集積・強化を図ることとしています。加えて、広島商工会議所の移転を進めることで、本市にとって懸案となっていた平和記念資料館本館下から見た原爆ドームの背景の景観改善も同時に実現を図ることとしています。

今年度は高層棟及び変電所棟の新築工事を継続して実施しており、事業の早期完成に向けて今後もスピード感を持って進めることとしています。

つきましては、本事業の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考) 基町相生通地区市街地再開発事業の概要

◎ 位置図



◎ 建築計画の概要

	高層棟	変電所棟	市営駐輪場棟
用途	オフィス、ホテル、店舗 駐車場、駐輪場	変電所 駐車場	市営駐輪場
高さ	約 160m	約 30m	約 20m
階数	地上 31 階 地下 1 階	地上 5 階	地上 5 階 地下 1 階



◎ 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年度 変電所棟竣工 ※切替工事完了後供用開始
 令和 9 年度 高層棟竣工、旧変電所解体工事着手
 令和 10 年度 市営駐輪場棟新築工事着手
 令和 11 年度 市営駐輪場棟竣工

2 市街地再開発事業（西広島駅南口西地区）の財源確保

地域的な都市機能を担う拠点地区の一つである西広島駅周辺地区は、J R山陽本線の駅、広島電鉄の電停、バス停が近接しており、本市の西部と都心部をつなぐ交通結節点としての機能を有しています。加えて、将来的にはアストラムラインの延伸が計画されており、西風新都と都心部をつなぐ交通結節機能の更なる集積が見込まれています。

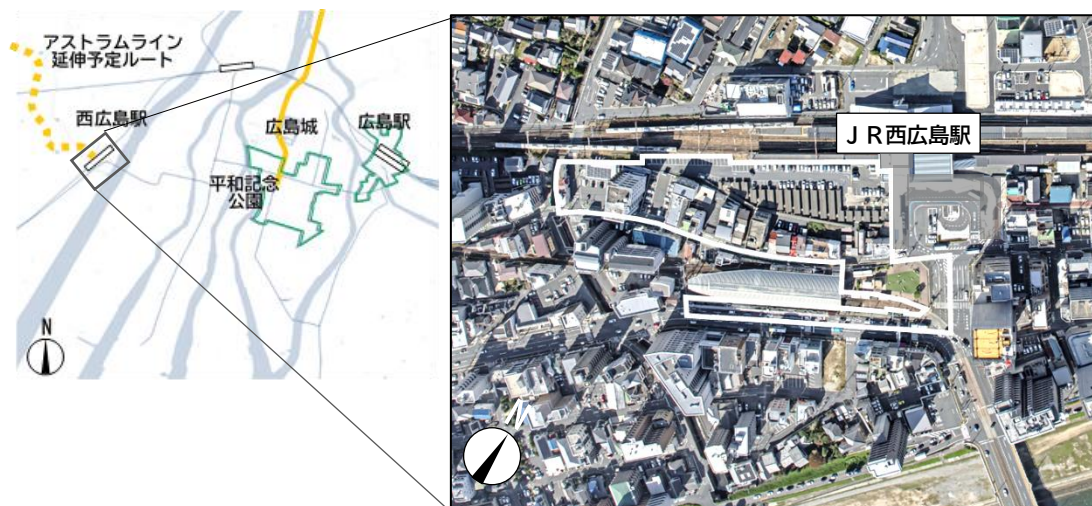
しかしながら、駅前の利便性が高いエリアに立地しているにもかかわらず、低未利用土地の発生や建築物の耐火構造化が遅れているほか、2階建て以下の建築物が多く高度利用が進んでいません。

このため、民間が主体となった市街地再開発事業により、商業・業務棟及び住宅棟等の建設やペDESTリアンデッキ等の整備を行い、交通結節機能の強化と駅周辺にふさわしいまちづくりを進めることとしています。

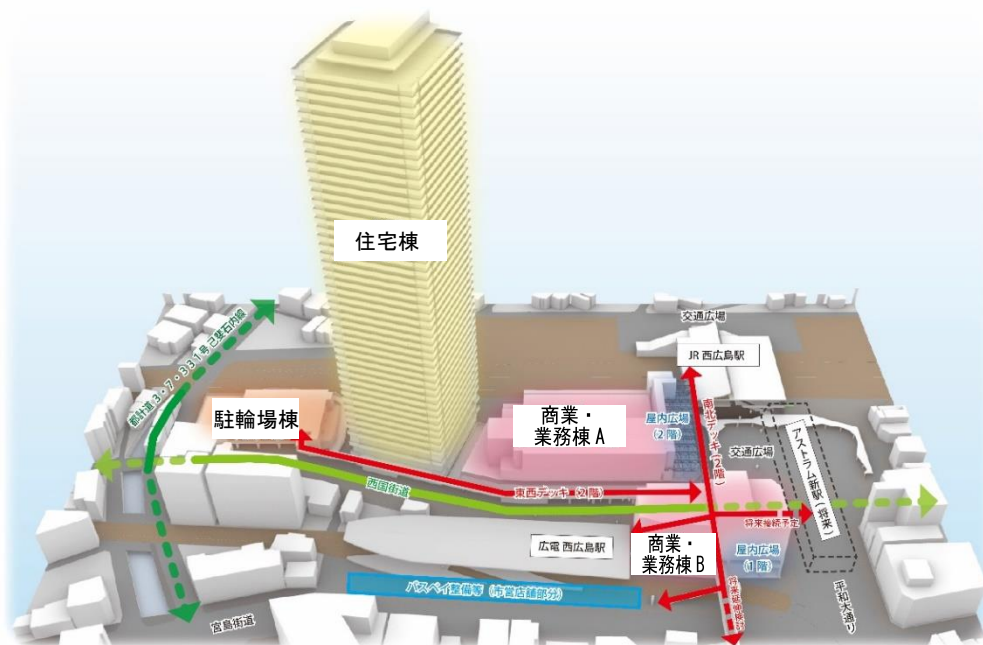
つきましては、本事業の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

（参 考）西広島駅南口西地区市街地再開発事業の概要

◎ 位置図



◎ 全体整備計画



◎ 建築計画の概要

	商業・業務棟 A	商業・業務棟 B	住宅棟	駐輪場棟
用途	店舗、事務所等	店舗、事務所等	住宅等	市営駐輪場
高さ	約 25m	約 30m	約 160m	約 10m
階数	地上 5 階 地下 1 階	地上 7 階	地上 45 階 地下 1 階	地上 3 階

◎ 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年度	基本設計等
令和 8 年度	組合設立認可
令和 9 年度	権利変換計画認可
令和 10 年度	新築工事着手
令和 15 年度	竣工

5 広島駅南口広場の再整備等の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

広島駅南口広場の再整備等の財源確保

(要 旨)

本市では、広島駅南口において、交通結節点としての機能性、安全性、快適性の確保などはもとより、国内外からの来訪者に対しても世界に誇れる広島の顔となる場所とするため、ＪＲ西日本や広島電鉄と連携し、広島駅南口広場の再整備、ペDESTリアンデッキの整備、路面電車の駅前大橋ルートや循環ルートの整備等を行うことにより、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進めています。

これまでに、本年３月の新駅ビル開業に合わせ、東西の周辺街区へのペDESTリアンデッキが完成したところであり、８月３日には駅前大橋ルートが開業します。

現在、令和８年春の開業を目指している循環ルートの整備等に取り組んでおり、来年度以降も、残るペDESTリアンデッキや大屋根、広場等の整備を進め、令和１０年度末の全体完成を目指します。

また、今後、広島駅南口地下広場等の改修を行うこととしています。

つきましては、広島駅南口広場の再整備等の着実な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

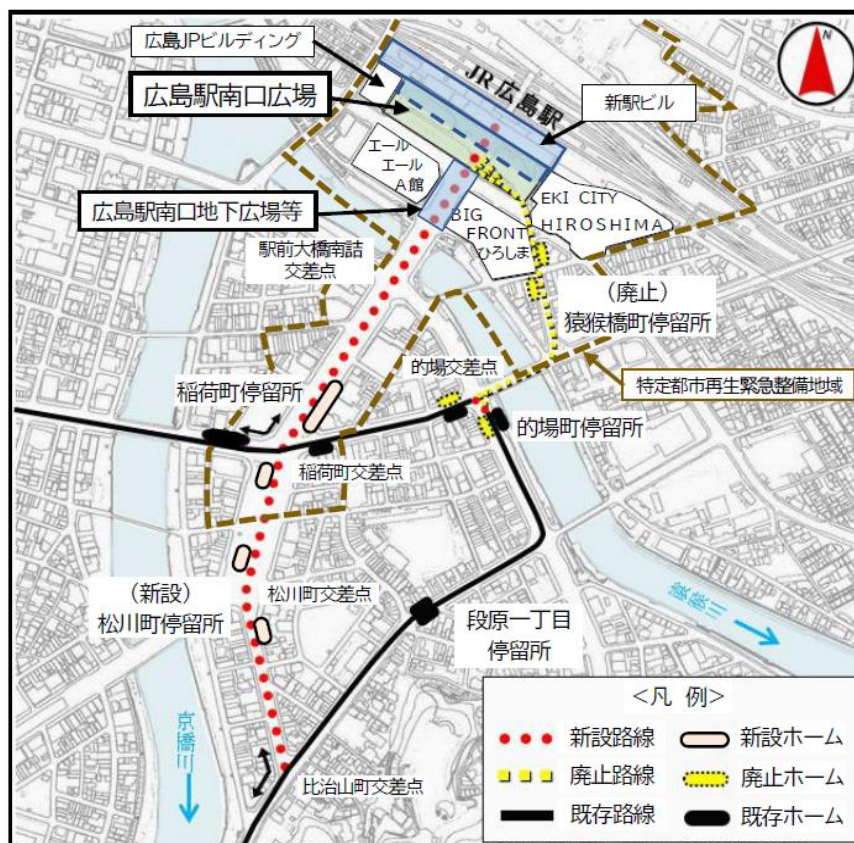
(参 考)

1 事業概要

- 国際競争拠点都市整備事業【広島都心地域】 及び
社会資本総合整備事業【広島陸の玄関にふさわしい交通結節点の実現
と公共交通ネットワークの機能強化（Ⅱ期）】
 - ・ 広島駅南口広場の再整備、ペDESTリアンデッキの整備
 - ・ 路面電車の駅前大橋ルート及び循環ルートの整備

2 総事業費 520 億円

3 位置図等



広島駅南口広場全景

6 利便性が高く持続可能な公共交通体系の構築について

(国土交通省関係)

要望内容

利便性が高く持続可能な「広島型公共交通システム」を構築するために必要な財源確保などの支援強化

(要 旨)

本市では、少子化・高齢化、人口減少など社会経済情勢の急速な変化に対応するため、近隣市町と互いに協調しながら自律的・持続的に発展することを目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向けて取り組んでいます。

こうした広域的な経済圏内でヒト・モノが活発に循環し続けるためには、それらの移動を容易にするための手段が不可欠であり、公共交通ネットワークを最大限活用する必要があります。国においても、地域の関係者の連携・協働＝「共創」を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築が進むよう、令和5年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の改正が行われ、共創の取組に対する支援が拡充されたところ です。

こうしたことから、本市では、地域、交通事業者、関係自治体が一体となり、「競争」から「協調」へと舵を切り、これまで事業者任せとなっていた鉄道やバス等の公共交通を道路と同様に社会インフラと捉えた上で、その再構築のモデルケースとなるべく、まずは極めて厳しい状況にあるバス事業について、「共創による共同運営システムの構築」に取り組んでいます。本年1月には、その中核を担う官民共同の組織体である“バス協調・共創プラットフォームひろしま”を法人化し、路線の最適化や利用促進、リソースの共有化等に向けて、引き続き取り組んでいるところです。

この取組の成否は、本市が目指す新たな公共交通体系の構築の試金石になるものであることから、こうした地域と事業者が一体となった取組への後押しとなる財源確保などの支援強化について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

財源確保などの支援強化に係る要望内容

1 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）の財源確保

バス事業者と地方公共団体との共創による基盤施設（バスロケーションシステム、EVバス・充電施設等）や待合環境の整備に係る財源確保

2 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の国庫補助上限額を補助対象経費の合計額の1/2とする措置の恒久化

補助対象地域間幹線系統バスのフィーダー化や交通モードの転換等による利便性・持続可能性の向上、交通不便地域での地域主体の乗合タクシーの導入など、地域の実態に合った公共交通ネットワークの再構築を継続的に促進するため、市区町村ごとの国庫補助上限額を補助対象経費の合計額の1/2とする措置（令和6年度補正予算関連）の恒久化

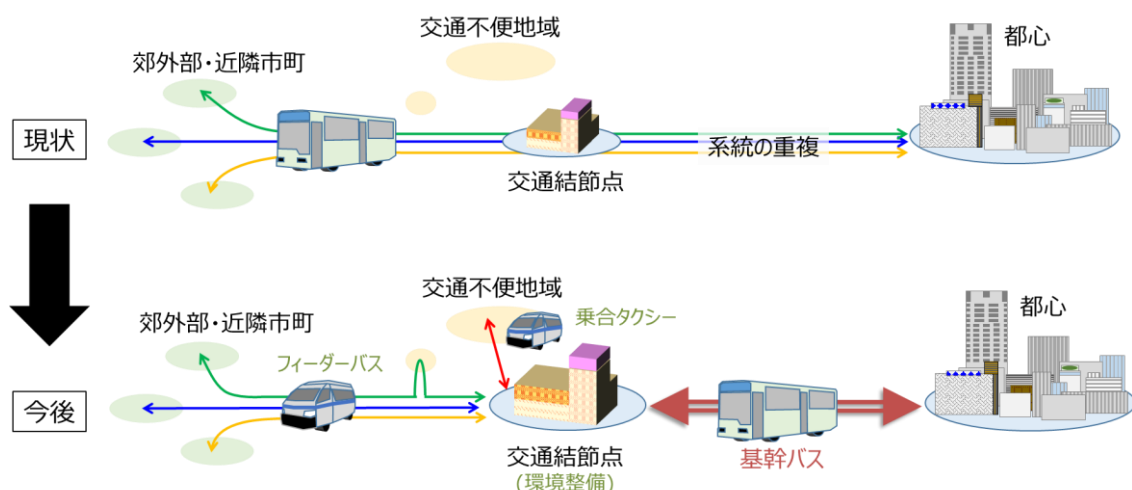
3 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトに係る財源確保等

当該プロジェクトの「共創モデル実証運行事業」を活用した複数の事業者の連携による長大路線のフィーダー化や重複路線の解消などの実証運行に係る財源確保及び補助対象経費の拡充（利用促進のための運賃割引原資など）

4 物価高騰などを踏まえた国庫補助単価の見直し

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等の補助額の算定に使用する地域ブロックごとの標準経常費用について、近年の物価高騰などの実態を反映した単価の設定や地域ごとに異なる給与水準等を踏まえた地域区分の細分化

フィーダー化などによる公共交通ネットワーク再構築のイメージ



要望内容

7 広島広域都市圏の発展について

(総務省・内閣府・内閣官房関係)

要望内容

地方創生を実現するための「連携中枢都市圏制度」を活用した取組や「総合戦略」を推進するための施策に対する地方財政措置の拡充

(要 旨)

社会経済情勢の変化、とりわけ人口減少という避けては通れない事態を前にしては、地方創生という課題と向き合いながら、大胆な施策を展開していくことが必要です。

そこで、本市は、本市の都心部からおおむね60kmの圏内にあって経済面や生活面で深く結び付いている近隣市町と、“都市連盟”とも言うべき強固な信頼関係を基盤として、地域の資源を圏域全体で生かす様々な施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」を実現したいと考えています。

この「200万人広島都市圏構想」の実現に向けて、本市と近隣の市町が連携・協調し、「連携中枢都市圏制度」を活用した様々な連携事業に取り組んでいるところです。

こうした中、令和3年度には連携市町の特別交付税措置率の引き下げが行われるなど、連携市町の財政負担が増加する状況にあります。また、地方創生の効果をより一層高め、多極分散型社会を実現させるため、連携中枢都市が近隣市町村のみならず圏域同士で連携し、より広域的な連携の効果を生み出そうとする取組についても加速化させていく必要があります。

つきましては、「連携中枢都市圏制度」に基づく連携中枢都市及び連携市町の取組に対する地方財政措置の拡充等について、格別の御配慮をお願いいたします。

併せて、「連携中枢都市圏制度」を活用した施策と車の両輪のように連携して取り組む、本市の「総合戦略」を推進するための施策に対しても、より活用しやすく、十分な規模で地方財政措置が講じられるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

広島広域都市圏



広島広域都市圏協議会を広島県、山口県及び島根県の15市18町（広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町及び吉賀町）で構成

8 地方分権の推進について

(内閣府・総務省関係)

要望内容

- 1 地方分権改革における提案募集項目の実現
- 2 新たな大都市制度「特別市」の創設

(要 旨)

1 地方分権改革における提案募集項目の実現

人口減少・少子高齢化社会を迎え、住民のニーズがますます多様化・複雑化する中、地域住民の意向に沿った真の分権型社会を実現していくためには、住民に最も身近な基礎自治体が、国や県などの行政組織と緊密な連携を図りながら、住民の視点で実現可能な方策を模索し、地域に根ざした政策決定を行うことが重要であると考えています。

こうした中、地方分権改革に関し、国においては、平成26年5月から、地方の発意に根ざした新たな取組の推進を目的に、全国的な制度改正に係る提案を募集されています。

本市では、真の分権型社会の実現を目指すため、この提案募集を積極的に活用することとしており、本年度は「地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧方法の見直し」を求める提案など、3件の提案を提出しています。

つきましては、本市からの提案項目の実現に向け、格別の御配慮をお願いいたします。

2 新たな大都市制度「特別市」の創設

急速に人口減少等が進む時代の危機を乗り越え、我が国が更なる成長を実現するためには、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、地域や圏域の状況に応じ、大都市が中心となって圏域全体の活性化を促す必要があります。また、今後も地方自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、これまでの発想を転換し、長年にわたる画一的な都道府県と市町村による二層制からの脱却等、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立することが必要です。

このため、指定都市が、その役割を最大限に果たすため、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、指定都市制度、特別区設置制度以外の新たな大都市制度である特別市を早期に法制化する必要があると考えています。

つきましては、総務省に設置された「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」における議論を踏まえ、次期地方制度調査会に特別市の法制化を含めた大都市制度の調査審議を諮問し、「特別市」の法制化に向けた議論を加速させるなど、「特別市」の創設について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

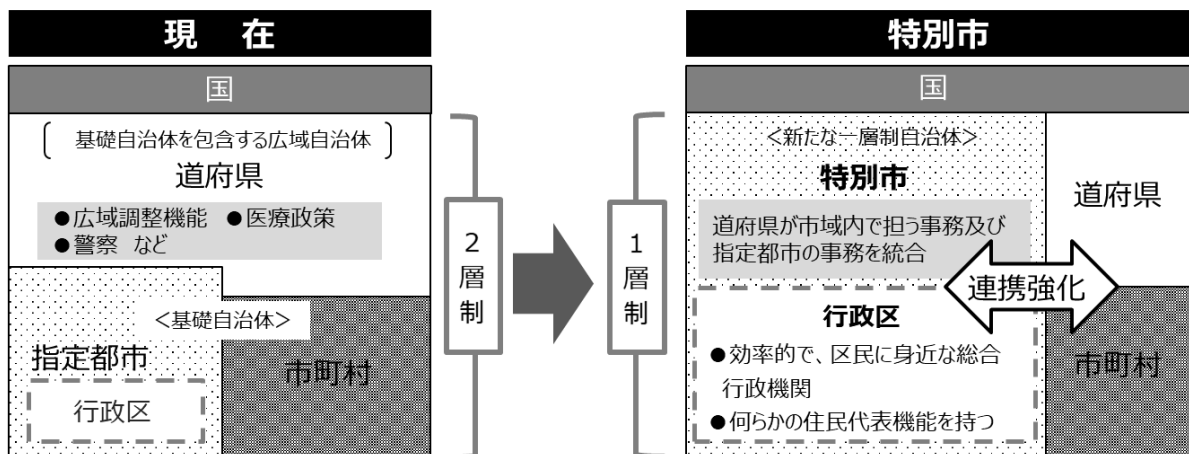
1 令和7年度 地方分権改革に関する本市提案

No.	提 案 項 目	制度の所管 関係府省庁
1	地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧方法の見直し	国土交通省
2	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金制度の運用改善	厚生労働省
3	生活保護受給者等を主な対象とする一体的実施施設の廃止に係る基準の見直し	厚生労働省

2 新たな大都市制度「特別市」について

(1) 特別市制度の概要

- 特別市は、広域自治体に包含されない一層制の地方公共団体とする。
- 特別市の法的位置付けは、現行の地方自治法第2条第3項に規定する市町村（基礎的な地方公共団体）、同第5項に規定する都道府県（広域の地方公共団体）のいずれにも該当しない新たな地方公共団体であり、「特別地方公共団体」とする。また、その事務は、現行の指定都市が担う事務及び道府県が指定都市の市域内において担う事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整事務や補完事務を除く。）を処理する。
- 特別市は、一層制であることから、道府県が有する包括する市町村の連絡調整機能や補完機能は有しないが、圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担う。



(2) 特別市制度の必要性

- 道府県(広域自治体)、市町村(基礎自治体)の果たす役割に変化が生じており、また、道府県によってもその役割分担が異なっているにも関わらず、行政体制は「道府県－市町村」という全国一律の画一的体制となっている。地域特性に合わせた地方自治制度を再構築することが必要。
- 基礎自治体としての「現場力」と、高度な行政能力を持つ大都市としての「総合力」により多種多様な行政課題に対応している大都市が、その能力・役割に見合った権限と財源を持つことが必要。
- 大都市が果たすべき役割を最大限に発揮するために、権限と財源の統一が必要。
- 指定都市で極めて深刻化する高齢化及びインフラ老朽化への対応が喫緊の課題であり、このままでは大都市の活力が失われかねない。大都市制度改革は我が国にとって待ったなしの課題。

9 次世代への被爆体験継承の新たな取組について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 平和記念資料館等におけるこどもたちを対象とした展示の充実に対する財政支援
- 2 A I ・ V R を活用した被爆体験継承の取組に対する財政支援
- 3 平和記念式典参加自治体への派遣旅費の補助制度に対する財政支援

(要 旨)

1 平和記念資料館等におけるこどもたちを対象とした展示の充実に対する財政支援

被爆から80年目を迎え、被爆者の更なる高齢化が進む中、被爆体験の次世代への継承を確実に行うため、全国のこどもたちが被爆の惨禍と被爆体験を実感できる被爆地での平和学習の取組の重要性が高まっています。

このため、本市としては、国からの補助を受け、「ヒロシマ平和学習受入プログラム」による受入れを大幅に拡充するとともに、広島への修学旅行と平和学習の実施を促進するための取組を進めています。

こうした中、こどもたちがより被爆の実相の理解を深め、平和学習の効果を一層高められるよう、平和記念資料館並びに同館に近接する本川小学校平和資料館及び袋町小学校平和資料館に、こどもたちにも分かりやすいテーマや内容の展示を整備し、3館を回遊することで、被爆の惨禍と被爆体験を様々な視点から学び、自分ごととして認識してもらえるような環境整備を図っていききたいと考えています。

つきましては、こうしたこどもたちを対象とした展示の充実の中でも、とりわけ、令和8年度におきましては、平和記念資料館における展示整備に対する財政支援について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 AI・VRを活用した被爆体験継承の取組に対する財政支援

今後、確実に到来する「被爆者がいなくなる時代」を見据え、AIなどのデジタル技術を活用して、被爆者本人に代わる新たな被爆体験継承の手法を確立し、被爆者の言葉や平和への思いを的確かつ確実に次世代へと伝えることが、人類史上最初の被爆の惨禍を経験した本市の責務であり、また、喫緊の課題であると認識しています。

本市では、これまで、国及び本市が収集・保管してきた、被爆体験記を始め、被爆者証言ビデオや市民が描いた原爆の絵、原爆被害等を撮影した写真といった膨大な資料を有効に活用するため、こうした情報を集約し、データベースを構築するとともに、入出力にAIを活用し、膨大な被爆者の体験や平和への思いが広く次世代に理解されるようなシステムの構築に取り組んでいるところです。

また、原爆投下時の悲惨さや復興した現在の広島の状態を疑似体験できるVR映像を内蔵したVRゴーグルを、海外及び国内の原爆・平和展や若者への被爆の実相に係る研修等において活用し、広島を訪れるきっかけとさせていただくとともに、平和についてより深く考える機会を提供しています。

つきましては、こうしたAI・VRを活用した新たな被爆体験継承の取組に対する財政支援について、令和7年度は、被爆80周年を機に措置していただいたところですが、令和8年度におきましても引き続き格別の御配慮をお願いいたします。

3 平和記念式典参加自治体への派遣旅費の補助制度に対する財政支援

被爆地である本市は、平和記念資料館の見学や被爆体験講話の聴講等の相乗効果により、被爆の惨禍と被爆体験を実感できる場所であり、次世代への継承を確実に行うためにも、被爆地での平和学習は必須と考えています。

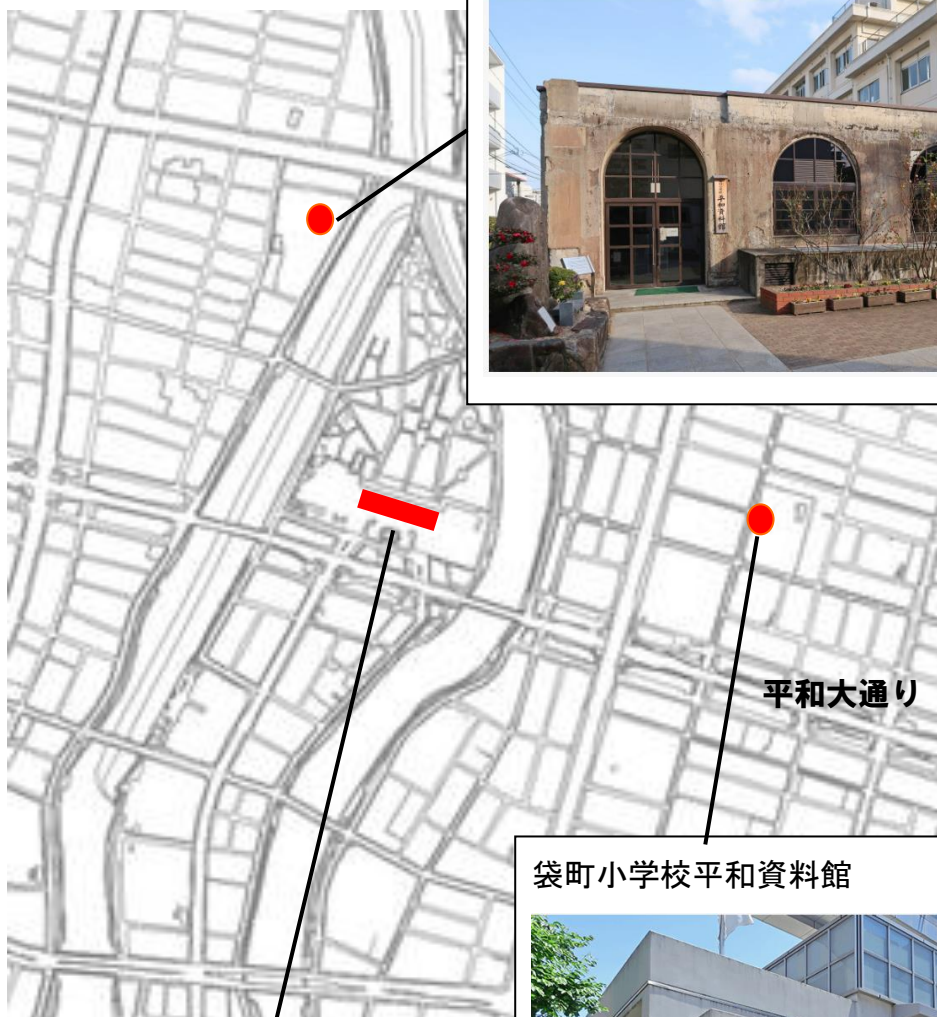
また、全国の自治体においては、戦争体験の継承と平和意識の醸成が課題として捉えられています。

こうしたことから、本市は、全国の自治体による、若い世代の8月6日の平和記念式典参加への派遣を促進するため、今年度から、国の補助を受けて補助制度を創設し、全国からの派遣を広く働き掛けているところです。あわせて、被爆地での平和学習効果を更に高めるために、式典参列に加え、様々な平和学習を行っていただけるよう環境整備を図っているところです。

つきましては、国におかれましても、唯一の戦争被爆国として、原爆の惨禍の国民の理解と被爆体験の次世代への継承を進める観点から、本市の補助制度に対する財政支援について、令和7年度は、被爆80周年を機に措置していただいたところですが、令和8年度におきましても引き続き格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

本川小学校平和資料館



平和大通り

袋町小学校平和資料館



広島平和記念資料館



10 放射線被^{ばく}曝者医療国際協力の推進について

(厚生労働省・外務省・文部科学省関係)

要望内容

- 1 放射線被曝者医療国際協力推進協議会が行う事業に対する助成
- 2 国による放射線被曝者国際医療支援の推進及び同協議会事業との連携

(要 旨)

本市は、広島県及び医療を始めとする関係機関とともに、世界最初の被爆地として、長年にわたる被爆者治療の実績や各種の研究成果を生かし、広島を挙げて、世界の被曝者医療への貢献と国際協力の推進に資することを目的に、平成3年4月に放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E）を設立しました。

同協議会による、チョルノービリ原子力発電所事故やセミパラチンスク核実験場を始めとした、世界の放射線被曝（爆）者医療への貢献は、国際的にも高い評価を得ており、平成26年5月には、国際原子力機関（I A E A）の協働センターに同協議会が指定されました。

このように我が国の放射線被曝（爆）者医療に係る知見は、原子爆弾被爆者に対する医療とともに今後ますます重要性が増すことから、国におかれましても、同協議会が行う放射線被曝（爆）者医療を通じた国際協力事業の実施に対して、広く助成措置を講じていただくとともに、国際協力事業を積極的に推進し、同協議会が行う事業との連携を図っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 「放射線被曝者医療国際協力推進協議会」の事業内容

- (1) 研修医師等の受入れ・専門医師等の派遣事業
- (2) 放射線被曝者医療国際協力普及啓発事業
- (3) 調査研究事業

2 「放射線被曝者医療国際協力推進協議会」の構成

- (1) (一社)広島県医師会
- (2) (一社)広島市医師会
- (3) 広島大学
- (4) 広島大学病院
- (5) 広島大学原爆放射線医科学研究所
- (6) (公財)放射線影響研究所
- (7) (公財)広島原爆障害対策協議会
- (8) 広島赤十字・原爆病院
- (9) 広島県
- (10) 広島市
- (11) 学識経験者

3 事業費

令和7年度予算 3,911万円

※ 上記金額は、広島県・広島市の合計額であり、それぞれ1/2ずつを負担している。

11 保育サービスを支える保育士及び放課後児童支援員の確保について

(こども家庭庁関係)

要望内容

- 1 保育士の処遇改善の拡充強化及び配置基準を上回る保育士に対する加算の拡充
- 2 放課後児童支援員の処遇改善の拡充強化

(要 旨)

1 保育士の処遇改善の拡充強化及び配置基準を上回る保育士に対する加算の拡充

近年、本市においては、障害や発達上の課題を有するこどもの受入れの増加、児童虐待の発生予防など、保育所等の担う役割がより重要性を増しており、保育士一人一人に掛かる負担が一層大きくなる一方で、広島県内の保育士の有効求人倍率が令和7年1月現在で6.44倍と全国で4番目に高いものとなっており、保育士の確保は喫緊の課題となっています。

保育士の確保が困難な理由として、保育士の賃金が低いことや保育士の配置が十分でなく、労働環境が厳しいことなどが指摘されています。

保育士の処遇に関しては、国において、人事院勧告に準拠した公定価格の引上げや加算率の積み増しなど、継続的に改善が行われるとともに、令和5年12月に示された「こども未来戦略」に基づき、速やかに人事院勧告分の公定価格が引き上げられるなど、更なる処遇改善も図られているところですが、依然として全産業の労働者の平均賃金を下回っています。

こうした状況を踏まえ、保育士の配置基準の見直しや乳児等通園支援事業の実施により必要となる保育士を含め、保育士を安定的に確保することができるよう、より一層の処遇改善の早期実現について、格別の御配慮をお願いいたします。

また、保育士の負担軽減を図り、すべてのこどもに安全・安心な保育環境を提供していくため、チーム保育推進加算の要件緩和等、配置基準を上回る保育士の配置に対する加算の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 放課後児童支援員の処遇改善の拡充強化

本市の放課後児童クラブについては、平成27年度に受入対象学年の上限を小学校3年生から小学校6年生に拡大したことを契機に利用申込者数が急増し、近年では1万4千人を超える申込があります。これまで、本市直営の放課後児童クラブの増設や民間放課後児童クラブ事業者への補助により受入枠の拡大を図ってきましたが、令和7年5月1日現在で、47人の待機児童が生じています。

今後も核家族化や共働き世帯の増加による放課後児童クラブへの需要に応じて、受入枠を拡大するに当たっては、本市直営の放課後児童クラブを増設するほか、民間活力を引き続き活用していく必要があると考えており、そのためには、放課後児童クラブの運営に必要な人材を安定的に確保していくことが重要となっています。

こうした中、国において、令和4年2月から、放課後児童支援員等を対象として、賃金改善を行うために必要な費用を補助する「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を実施し、令和4年10月からは子ども・子育て支援交付金において同様の措置をしていただいているところですが、依然として保育士同様に、本市直営、民間ともに人材の確保は困難な状況にあることから、更なる処遇改善を図っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 保育士の有効求人倍率（令和 7 年 1 月現在）

全国 3. 7 8 倍

東京都 4. 8 1 倍（全国 1 0 位）

広島県 6. 4 4 倍（全国 4 位）

2 放課後児童クラブの待機児童数の状況（各年度 5 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
定 員 (対前年度比)	16, 229 (557)	16, 410 (181)	16, 563 (153)	16, 535 (▲28)	16, 879 (344)
利用申込者数 (対前年度比)	12, 178 (▲35)	12, 903 (725)	12, 200 (▲703)	13, 007 (807)	14, 022 (1, 015)
待機児童数 (対前年度比)	40 (▲79)	165 (125)	19 (▲146)	96 (77)	47 (▲49)

※ 本市直営と民間事業者の合計数です。

3 放課後児童支援員・児童館指導員の採用状況

(1) 令和5年度の採用状況

(単位：人)

採用試験	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	合 計
募集人数	40	40	40	40	40	110	80	390
応募者数	10	10	5	10	7	28	13	83
採用者数	7	10	5	8	6	19	8	63

(2) 令和6年度の採用状況

(単位：人)

採用試験	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	合 計
募集人数	40	40	40	40	40	75	275
応募者数	14	8	16	6	6	71	121
採用者数	11	7	11	4	4	56	93

※ 本市では、放課後児童支援員及び児童館指導員を同一の採用試験で採用し、放課後児童支援員か児童館指導員のいずれかとして配置しています。

※ 本市の採用者数です。民間事業者は含んでおりません。

12 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充
- 2 障害者等に対する医療費助成を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額調整措置の完全廃止

(要 旨)

1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充

国保は、他の医療保険制度と比較して被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が非常に高く、各保険者は財政健全化に懸命に取り組んでいるものの、一部の保険者においては、依然として一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況にあり、その財政基盤は極めて脆弱です。

平成30年度から、国保が都道府県単位化され、市町村は都道府県とともに、国保財政の健全化に取り組んでいるところですが、国保の財政基盤強化のため措置された毎年度3,400億円の財政支援は確実に実施するように、お願いいたします。

また、高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たり医療費の増加等により、今後も国保財政の悪化が見込まれることから、国民皆保険を支える国保の安定的な運営のため、国庫負担の更なる拡充など必要な財政措置を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 障害者等に対する医療費助成を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額調整措置の完全廃止

障害者やひとり親家庭等に対する医療費助成は、本来、社会的に弱い立場にある者を支援する観点から、国の施策として統一的に実施されるべきものです。

しかしながら、国におかれては、市民ニーズや必要性、緊急性等から地方単独事業として医療費助成を実施する地方自治体に対し、医療機関への

安易な受診を促し医療費が増加しているとして、国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を行っており、地方自治体の財政上の課題となっています。

令和6年度から、こどもの医療費助成に係る減額調整措置が廃止されましたが、障害者等を対象とする全ての減額調整措置を速やかに廃止するよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島市国保の決算補填等目的の一般会計繰入の状況

	繰入額
令和5年度	0 円
令和6年度	21.2 億円 (予算額)
令和7年度	10.2 億円 (予算額)

2 広島市国保と健保組合の比較 (令和4年度)

	広島市国保	健保組合
65～74歳の割合	45.5%	3.5%
1人当たり医療費	431 千円	184 千円

3 広島市国保における地方単独事業に係る国保国庫負担金等の減額状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども医療	8,783 千円	16,791 千円	17,707 千円
重度心身障害者医療	521,422 千円	516,477 千円	459,861 千円
ひとり親家庭等医療	58,677 千円	56,958 千円	53,651 千円
合計	588,882 千円	590,226 千円	531,219 千円

※こども医療に係る減額調整措置は令和6年度から廃止

13 こどもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設について

(厚生労働省・こども家庭庁関係)

要望内容

- 1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築
- 2 こどもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設

(要 旨)

国におかれては、令和7年度から、「こども・子育て支援加速化プラン」に掲げた政策の実施を本格化されているところですが、こどもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設・実施の検討については進展が見られない状況です。

これまで指定都市市長会においては、こどもへの医療費助成制度は、地方自治体の意見が反映され、地方自治体間で生じている差異をなくするような統一的な制度が望ましく、また、その制度の創設・実施のためには、国と地方自治体とで協議の場を持ち、こどもの医療費の自己負担を含む助成水準のあり方について検討し、こどもへの医療費助成制度の実現を目指す体制づくりが重要であるという認識を共有し、国に対し、統一的な制度の創設を要請してきたところです。

本市としては、社会福祉や社会保障など、全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行われるべき事業を実施するための制度の創設については、国において主な役割を担っていただくとしても、住民福祉の増進に資する行政サービスを実施する基礎自治体も、その役割分担を踏まえ、共通の目標の達成に向けて、各々が自らの役割として、今何ができるのか、今後どのように進めるのかを共に議論した上で、統一的なこどもへの医療費助成制度の創設と実施に向けて、制度のあるべき姿とその財源について目標を共有できるようにしていきたいと考えています。

つきましては、国と地方自治体が共同で検討を行う体制を構築していただくよう、また、こどもへの医療費助成に係る統一的な制度を創設していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築

医療保険制度におけるこどもの医療費の自己負担を含む助成水準のあり方については、国と地方自治体が共同で検討し、指針を示していただいた上で、こどもへの医療費助成制度の必要性を共有していただくようお願いいたします。

その検討に際しては、こどもたちが、日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう、また、必要な財源を確保し長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 こどもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設

地方自治体が独自に実施しているこどもへの医療費助成制度は、長年にわたる制度の拡充を経て制度の内容に大きな差が生じており、統一的な制度の創設と実施に向けた検討に当たっては、所得制限や一部負担金を含む地方自治体における制度の運用実績等を分析・検討した上で、地方自治体の意見を反映させる必要があります。このため、国と地方自治体がこどもへの医療費助成制度のあるべき姿について共同で検討を行い、連携して統一的な制度の創設・実施を目指していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

14 造血細胞移植後のワクチン再接種について

(厚生労働省関係)

要望内容

造血細胞移植後のワクチン再接種を予防接種法上の定期接種に位置付けること

(要 旨)

造血細胞移植後の二次性免疫不全状態においては、移植前に得られた免疫能が低下もしくは消失せざるを得ず、種々の感染症に罹患する可能性が高くなるため、感染症の発生及びまん延防止の観点から、造血細胞移植後に必要と認められるワクチンの再接種については努力義務を課し、予防接種法上の定期接種に位置付けるよう、所要の見直しについて、格別の御配慮をお願いいたします。

また、このワクチン再接種を定期接種に位置付けることにより、被接種者の経済的負担が軽減されるとともに、接種による健康被害が発生した際に予防接種法に基づく救済が図られることで、接種環境が整備されるものと考えています。

(参 考)

1 造血細胞移植件数

(1) 全国と広島県の移植件数（件）

	令和3年	令和4年	令和5年
広島県	160	142	145
全国	5,886	5,741	5,767

(2) 令和5年の広島県の移植件数145件の医療機関、診療科別内訳

医療機関	診療科	移植件数（件）
広島赤十字・原爆病院	小児科	1
	血液内科	61
広島大学病院	小児科	17
	血液内科	36
呉医療センター	血液内科	10
広島西医療センター	血液内科	7
公立学校共済組合 中国中央病院	血液内科	13
合計		145

(出典)

「日本における造血細胞移植／細胞治療 2024年度全国調査報告書」
日本造血細胞移植データセンター／日本造血・免疫細胞療法学会

2 定期接種（A類）のうち造血細胞移植ガイドラインで接種回数等が明記されているワクチン

名称	回数
小児用肺炎球菌	4回
ヒブ	4回
B型肝炎	3回
4種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）	4回
麻しん・風しん	2回
水痘	2回
日本脳炎	4回
2種混合（ジフテリア・破傷風）	1回

(出典)

「造血細胞移植ガイドライン 予防接種（第4版）」
一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会（2023年12月）

15 魅力ある都心づくりの推進について

(国土交通省関係)

要望内容

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置期間の延長等

(要 旨)

本市が進める「楕円形の都心づくり」の東西の核である広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区は都市再生緊急整備地域に指定され、またその一部は中四国で初となる特定都市再生緊急整備地域にも指定されています。

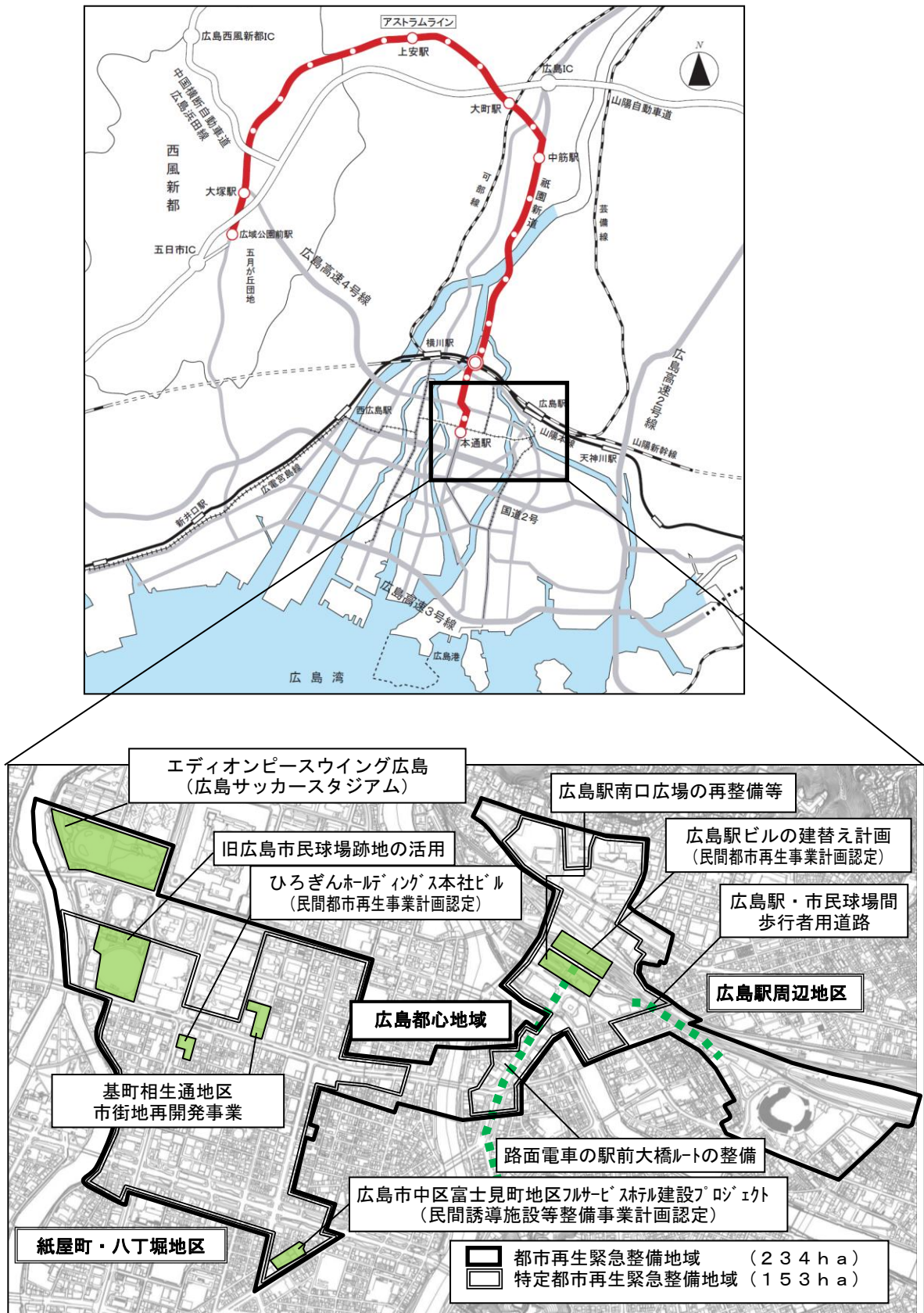
当地域では、土地利用規制の緩和、民間プロジェクトに対する課税の特例措置などにより、高次都市機能の充実や国際競争力の強化に資する都心の再開発を促進することとしており、現在、本年8月に路面電車が2階に乗り入れる予定である広島駅ビルの建替え計画や、令和6年10月に着工した基町相生通地区市街地再開発事業を始め、本市の都心における優良な民間都市開発が進められています。

こうした中で、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における課税の特例措置が本年度で終了すれば、来年度以降の民間事業者の開発計画に大きく影響することが懸念されます。

本市としては、今後も、魅力ある都心づくりに向けて優良な民間都市開発を促進しなければならない状況であることから、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における課税の特例措置期間の延長はもとより、その内容の拡充について、引き続き格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

都市再生緊急整備地域／特定都市再生緊急整備地域及び各事業の位置図



16 平成26年8月20日豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進について

(国土交通省関係)

要望内容

広域避難路となる都市計画道路整備事業の財源確保
長束八木線の整備

(要 旨)

平成26年8月20日豪雨災害では、八木・緑井地区等で発生した土石流などにより77名もの尊い生命が失われ、被災家屋も4,700棟を超える甚大な被害をもたらしました。

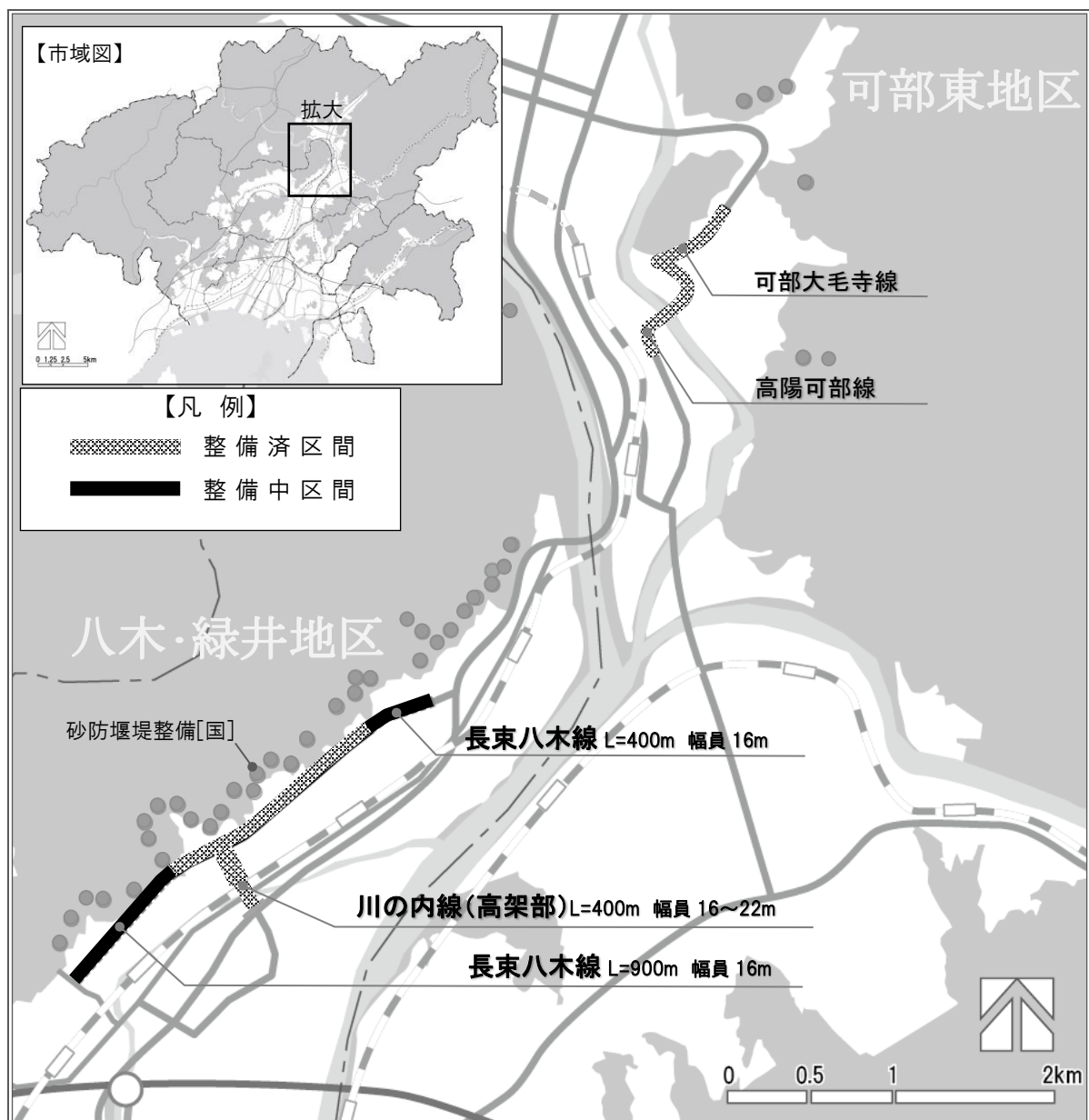
本市では、広域避難路となる都市計画道路や砂防堰堤の整備などにより、今後とも安心して住み続けることのできる災害に強い安全なまちによみがえらせることを基本方針とした「復興まちづくりビジョン」を平成27年3月に策定し、このビジョンに掲げる様々な復興事業に取り組んでおり、今後も引き続き、都市計画道路の整備を進め、復興事業の早期完成を目指していきます。

つきましては、復興まちづくり事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

事業の概要

区 分	事 業 期 間	事業区間 延 長	幅 員	総 事 業 費
被災地域を災害に強い安全なまちによみがえらせる復興まちづくり（防災・安全） （街路事業）				
長東八木線	令和2年度～令和10年度	1,300m	16m	72億円



17 ひろしま西風新都の都市づくりの推進について

(国土交通省関係)

要望内容

西風新都内幹線道路等の都市基盤施設整備の財源確保

(要 旨)

ひろしま西風新都の都市づくりは、本市中心部から北西方向約 5 ～ 10 km に位置する安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区の丘陵地約 4, 570 ha の区域に、本市と地域住民、民間開発事業者が連携して「住み、働き、学び、憩い、^{まも}護る」という都市機能を備えた 2030 年時点の計画人口 6 万 7 千人の新たな都市拠点を形成しようとするものです。

現在、民間開発事業者による丘陵部の開発は、計画開発地区の約 7 割の造成が完了しておりますが、これからの広島を、市域のみならず、県全体の活力を生み、さらには中四国地方の発展を牽引する存在としていくためには、優れた立地を生かし、既に快適な居住の場、貴重な産業集積の場となっている西風新都をより一層活用していく必要があります。

こうした中、平成 25 年 6 月に策定した「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画 2013」に基づき、都市機能の強化、産業の振興、快適な居住空間の形成などの視点に立ち、幹線道路等の都市基盤施設整備について、選択と集中により計画的に都市づくりを進めています。

この都市づくりを早期に実現するためには、西風新都環状線（善當寺工区）や西風新都環状線（梶毛西工区）、新交通システム「アストラムライン」の延伸等の都市基盤施設の整備を計画的かつ着実に推進する必要があります。

つきましては、ひろしま西風新都の都市づくりの円滑な推進が図られるよう、これら都市基盤施設整備の財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

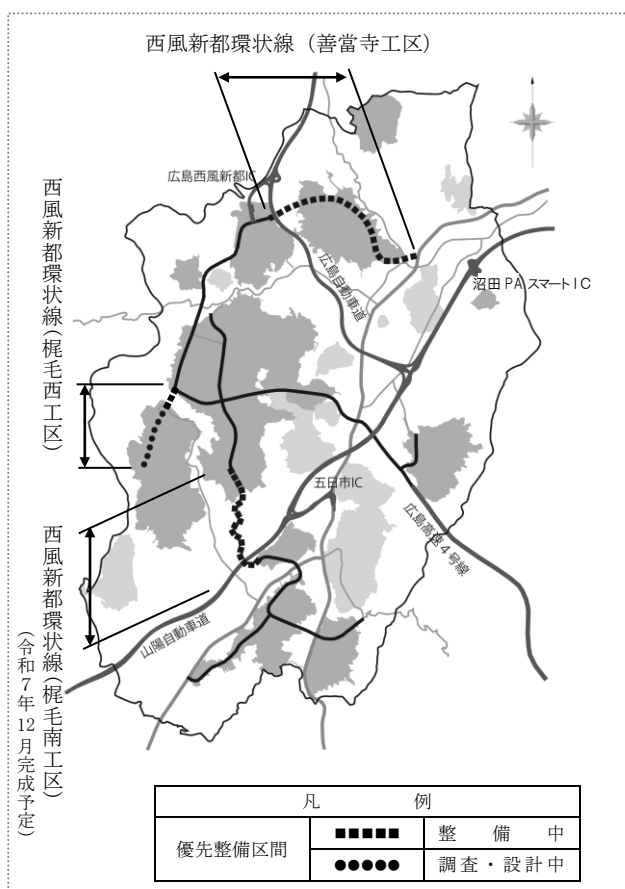
計画の概要

- 1 計画対象区域 安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区
- 2 面積 約4,570ha
(うち民間開発事業者による計画開発地区 約1,200ha 16地区)
- 3 計画人口 6万7千人(2030年)
- 4 都市機能
- (1) 「住む」機能……居住地としての魅力向上、生活環境の向上
- (2) 「働く」機能……雇用の創出、事業環境の向上
- (3) 「学ぶ」機能……学習機会の充実、研究・学習環境の向上
- (4) 「憩う」機能……スポーツ・レクリエーションの振興、芸術に親しみ文化薫る都市づくり
- (5) 「^{まも}る」機能……市域全体の防災力の向上、地域防災力の向上

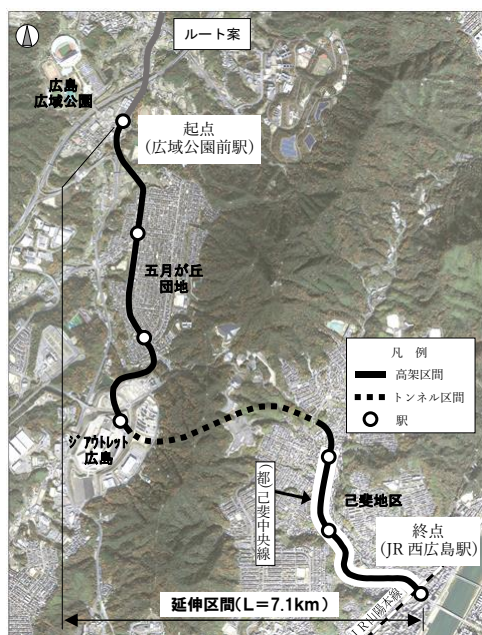
位置図



西風新都内幹線道路網整備計画



新交通システム「アストラムライン」の延伸計画



18 西広島駅北口土地区画整理事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

西広島駅北口土地区画整理事業の財源確保

(要 旨)

西広島駅北口地区は、道路、公園などの公共施設整備が遅れているとともに、駅に隣接する優れた立地にも関わらず、商業の集積は見られず老朽化した住宅が密集しており、防災上及び交通安全などにおいて課題があります。

このため、土地区画整理事業により、公共施設の整備及び市街地の再編を行うとともに、幹線道路でありアストラムライン延伸計画（新交通西風新都線）の導入空間となる地区内の都市計画道路己斐中央線も一体的に整備することで、地域拠点にふさわしい交通結節点の強化及び健全な市街地の形成を図ることとしており、令和4年度から、建物の移転補償や宅地造成工事に鋭意取り組み、早期完成に向けて事業を推進しているところです。

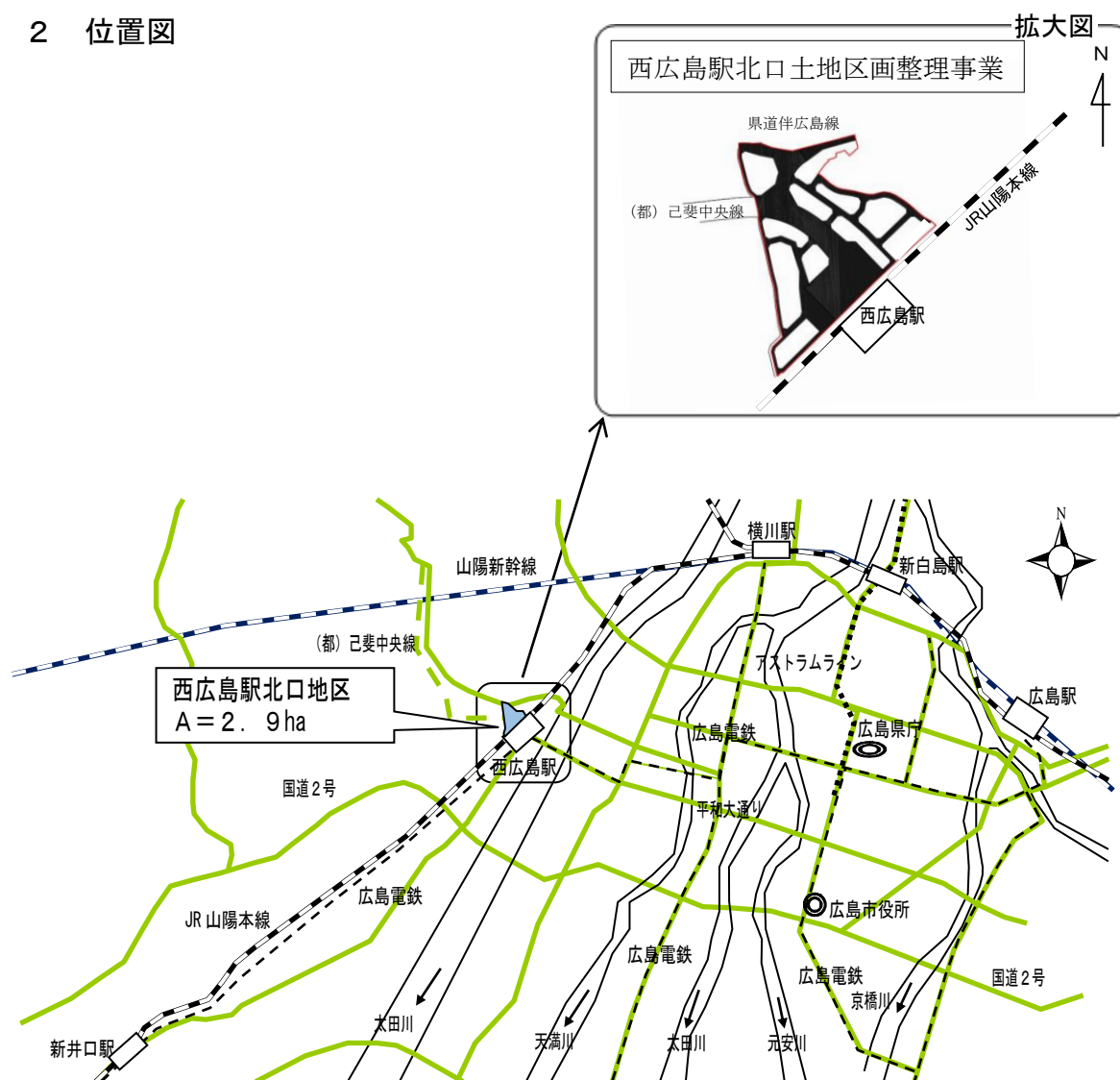
つきましては、西広島駅北口土地区画整理事業の円滑な推進が図られるよう、財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業の概要

地 区 名	西広島駅北口
事業期間	平成 30 年度から令和 14 年度（清算期間 5 年を含む。）
施行面積	約 2.9ha
総事業費	約 75 億円
整備概要	・ 都市計画道路（己斐中央線）幅員 23m 総延長約 114m ・ 駅前広場 面積約 3,900 m² ・ 区画道路 幅員 6m ・ 特殊道路（自転車歩行者道）幅員 4m ・ 街区公園 面積約 870 m²

2 位置図



19 向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の財源確保

(要 旨)

向洋駅周辺青崎地区は、都市計画道路、公園、下水道等の都市基盤施設が未整備であるとともに、老朽住宅が密集するなど、防災上、衛生上の課題を抱えており、また、ＪＲ山陽本線により地域が分断され、一体的な市街地の形成が阻害されております。

このため、広島市東部地区連続立体交差事業に合わせ、土地区画整理事業による都市基盤施設の整備と既成市街地の再構築を積極的に推進しております。平成２３年度から仮換地指定を開始し、平成２７年度にはＪＲ山陽本線北側について、家屋移転及び宅地整備を完了し、現在、南側区域内の建物移転を進めているところです。

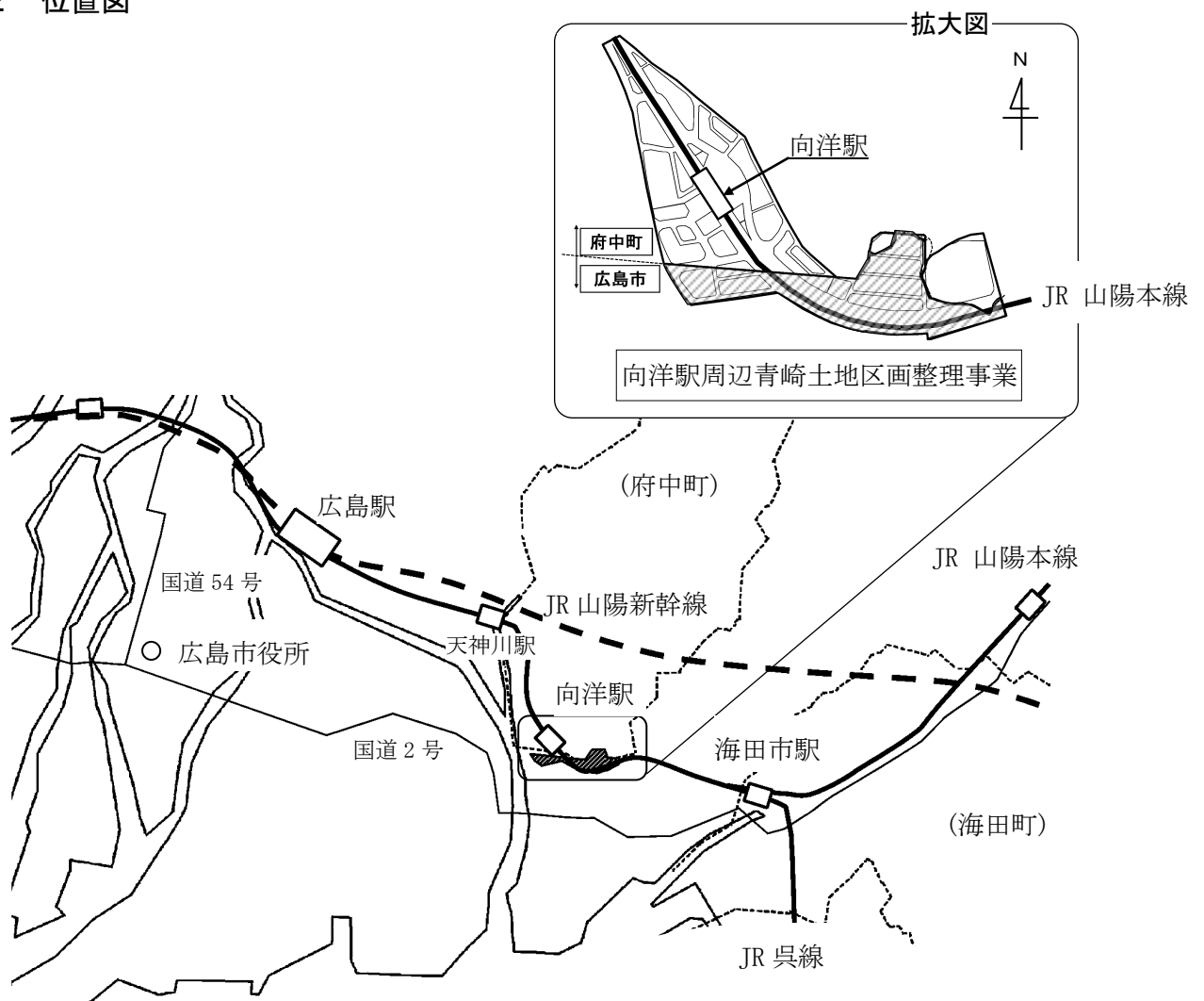
つきましては、向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業の概要

地 区 名	向 洋 駅 周 辺 青 崎
事業期間	平成 14 年度～令和 15 年度（清算期間を含む。）
施行面積	6.1ha
総事業費	約 52 億円
整備概要	・ 都市計画道路（青崎草津線ほか 2 路線） 幅員 16m～20m 総延長 740m ・ 区画道路 幅員 6m～13m 総延長 1,395m ・ 特殊道路（自転車歩行者道） 幅員 4m 総延長 61m ・ 公園・緑地 街区公園 1 箇所

2 位置図



20 「インフラ資産」の老朽化対策等について

(国土交通省関係)

要望内容

「インフラ資産」の計画的で効率的な維持保全・更新に必要な継続的な財源確保などの支援強化

(要 旨)

本市の道路、橋りょう、上下水道など市民生活や経済活動を支える基盤となる「インフラ資産」の整備は、おおむね高度経済成長期に当たる昭和40年代から本格化しており、築年数の経過により施設が劣化し、一部には老朽化による施設破損の事例が発生しております。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震においては、インフラ資産が甚大な被害を受けており、その後も各地で大きな地震が頻発している中、大規模地震への対策の緊急度は、これまで以上に増してきています。

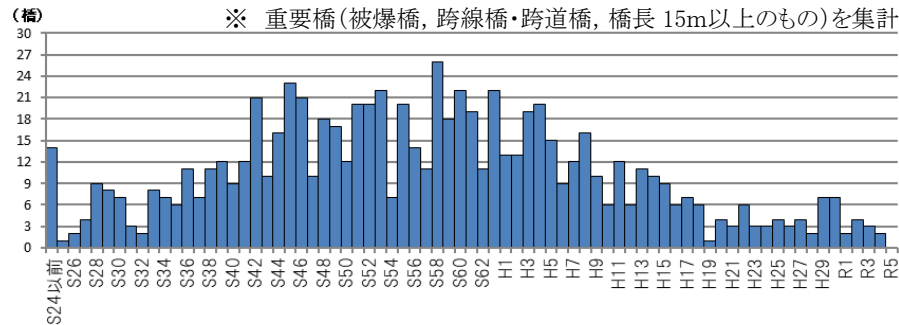
本市では、これまでも「広島市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的で効率的な維持保全・更新など、「インフラ資産」の老朽化対策や耐震対策に取り組んでいるところですが、こうした対策をより一層加速していくためには、財源の確保が大きな課題となっております。

国におかれては、本年6月に策定した「第1次国土強靱化実施中期計画」において、進行するインフラ老朽化への対応や南海トラフ地震等の巨大地震対策等の推進については、「推進が特に必要となる施策」として、重点的に取組を推進することとされています。

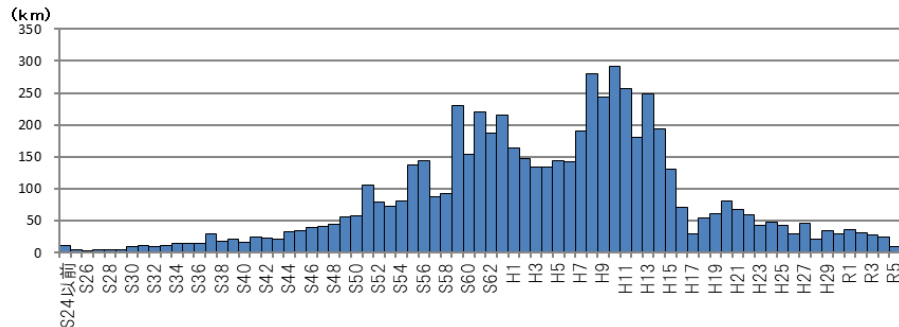
ついては、本市における「インフラ資産」の老朽化対策・耐震対策が確実に図られるよう、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、維持保全・更新に必要な継続的な財源確保、交付対象事業の要件緩和及び技術的支援について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

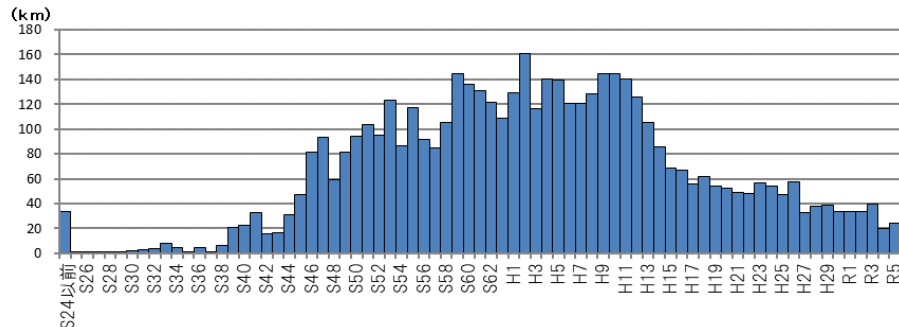
1 本市が管理する橋りょうの架設年度別の分布



2 下水管路の布設年度別の分布



3 水道管路の布設年度別の分布



4 財源確保の要望内容

通常補助金

(1) 道路メンテナンス事業

橋りょう長寿命化 (P C B 含有塗膜処理含む)

新交通インフラ長寿命化

トンネル保全対策、道路附属物保全対策、橋りょう等定期点検

(2) 大規模雨水処理施設整備事業

雨水ポンプ場の改築

防災・安全交付金

(1) 災害に強く安全・安心に暮らせる道路環境の整備 (防災・安全)

道路法面・土工構造物保全対策、舗装修繕、橋りょうの耐震対策

(2) 安全・安心な暮らしを支える下水道事業 (防災・安全)

下水道施設の改築 (耐震対策含む)

(3) 水道施設の更新・改良、災害対策に係る交付対象事業の要件緩和

21 都市公園整備事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

都市公園整備事業の財源確保等

- 1 河岸緑地
- 2 広島広域公園再整備
- 3 公園施設のバリアフリー化と老朽化対策

(要 旨)

本市では、「広島市みどりの基本計画（2021年2月）」を策定し、水・みどり・いのちの輝くまち ひろしまの実現を基本理念に掲げ、その実現を目指しております。

河岸緑地については、豊かな水と緑に恵まれた魅力ある都市景観の形成を図るため、高潮対策事業等で生み出された河川沿いの空間を公園区域として積極的に整備しております。

また、広島広域公園再整備については、幅広い利用者層を確保できる魅力ある公園としての機能向上や、国際的、全国的な大会の誘致に必要な施設改修等に計画的に取り組んでおります。

さらに、公園施設のバリアフリー化と老朽化対策については、市民の快適で安全な利用を確保するため、既存の都市公園においてトイレの新設・改築や遊具の更新等に計画的に取り組んでおります。

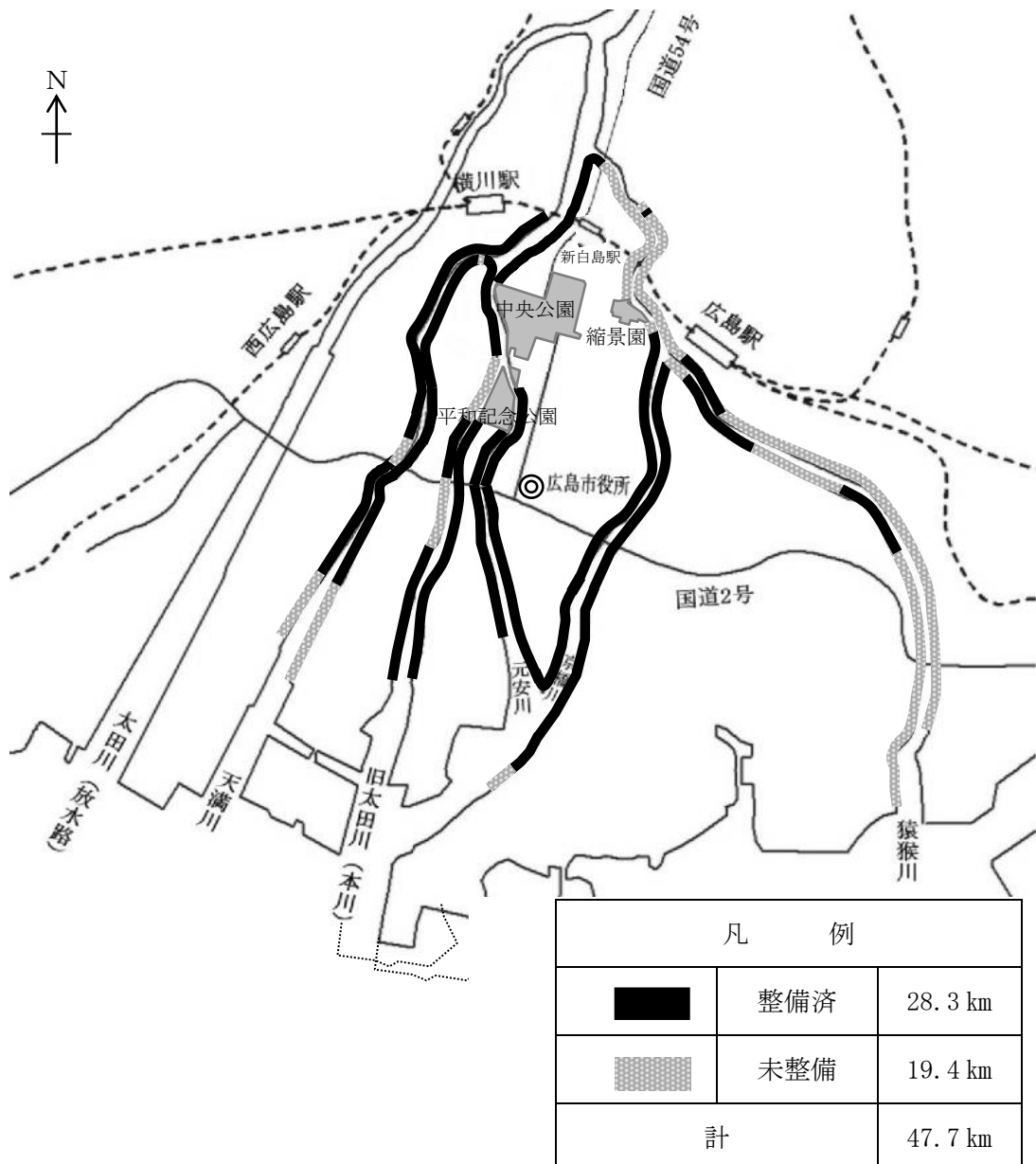
つきましては、都市公園整備事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保や支援事業の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 都市公園整備事業の概要

区 分	期 間	場 所	規 模	総 事 業 費
河岸緑地	昭和55年度～	天満川、旧太田川(本川) 元安川、京橋川、猿猴川	47.7km	約139億9,000万円
広島広域公園 再整備	令和7年度～	広島広域公園	59.9ha (公園面積)	約27億700万円
公園施設の バリアフリー化 と老朽化対策	平成21年度～	市内の都市公園	—	—

2 河岸緑地 位置図（令和6年度末現在）



22 公共下水道事業等の推進について

(国土交通省・総務省・内閣府・環境省関係)

要望内容

公共下水道事業等の財源確保

- 1 老朽化対策
- 2 浸水対策
- 3 未普及地域の解消（公共下水道・農業集落排水処理施設・市営浄化槽の整備の推進）
- 4 下水道におけるカーボンニュートラルの取組強化

（要 旨）

本市では昭和40年代から集中的に整備した下水道施設の老朽化に起因する道路陥没事故等の発生リスクが高まっているほか、大規模地震の発生時においても下水道が果たすべき機能を確保するための耐震化が急務となっています。

今後、これらの課題に対処し将来にわたって下水道のサービスを安定的に提供していくためには、適切な国費負担により耐震性の向上を含めた老朽化対策を一層重点的に実施する必要があります。

また、近年、集中豪雨等による自然災害が頻発化・激甚化しており、災害から市民の生命・財産を守るため、流域全体のあらゆる関係者の連携の下で治水対策に取り組む「太田川水系流域治水プロジェクト」に位置付けている雨水幹線の整備や施設の耐水化を推進する必要があります。

さらに、広島湾の水質環境保全の観点からも市街化区域外を含めた未普及地域の解消に向けて整備を進めるとともに、温室効果ガス排出量の削減に資する高効率機器の導入や太陽光発電設備の設置、汚泥燃料化・肥料化施設の整備などにより、下水道におけるカーボンニュートラルの取組を強化する必要があります。

つきましては、これら公共下水道事業等の推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 公共下水道事業等の概要

- 事業期間：昭和26年度～
- 事業内容（令和7年3月31日現在）

公共下水道	合流	分流	計
整備計画区域面積	2,595ha	1万4,218ha	1万6,813ha
計画処理場数	3箇所	3箇所	6箇所
計画ポンプ場数	15箇所	57箇所	72箇所

農業集落排水	汚水	—	計
整備計画戸数	5,974戸	—	5,974戸
計画処理場数	13箇所	—	13箇所

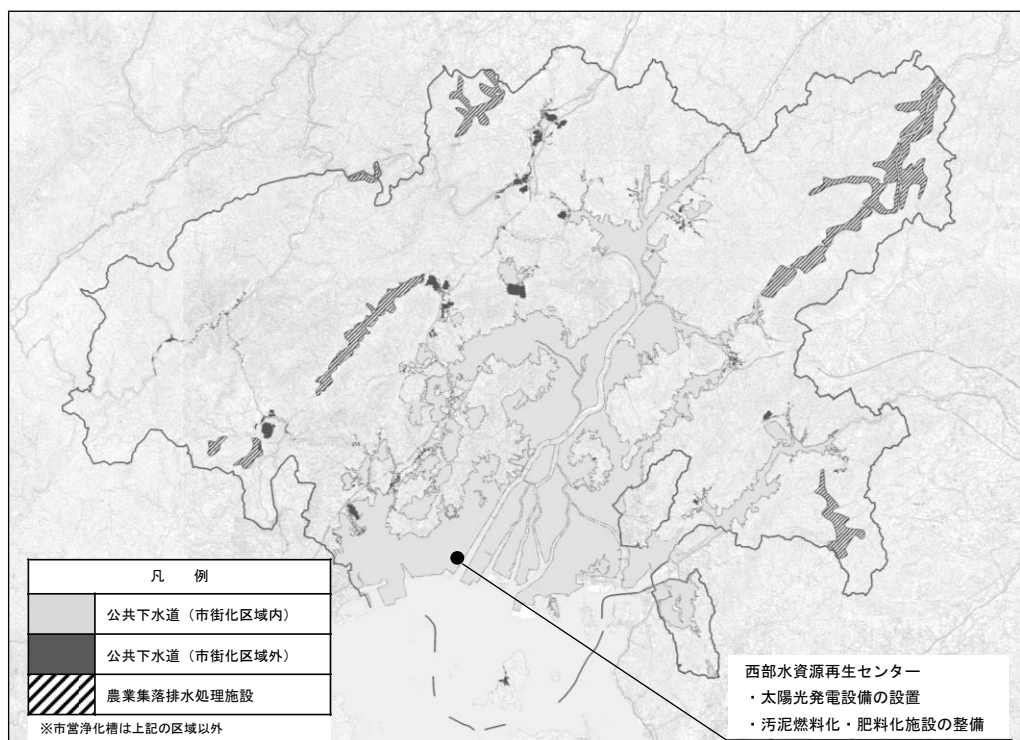
市営浄化槽	整備	既設引取	計
計画設置数	約3,500基	約1,200基	約4,700基

- 事業進捗（令和7年3月31日現在）

	整備目標	計画	整備済	進捗率
①	老朽管路改築率※1	240km	191km	79.6%
	老朽装置改築率※2	386基	266基	68.9%
②	浸水常襲地区の床上・床下浸水解消率※3	2,000ha	1,020ha	51.0%
③	汚水処理人口普及率	117万275人	114万1,878人	97.6%
	市街化区域内	112万7,536人	111万7,082人	99.1%
	市街化区域外	4万2,739人	2万4,796人	58.0%

- ※1 老朽化が著しく令和9年度までに改築予定の管路240kmのうち、改築済管路延長の割合
 ※2 耐用年数を大きく経過した施設で、令和9年度までに改築が必要と判定された装置386基のうち、改築済装置数の割合（高効率機器の導入）
 ※3 中心市街地において深刻な浸水被害が発生している2,000haにおける床上・床下浸水解消済面積の割合

2 計画図



23 新交通ネットワークの整備推進について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 新交通西風新都線の整備の財源確保
- 2 新交通ネットワークの設備更新に対する財政支援の拡充

(要 旨)

本市では、鉄道やバス等の公共交通を道路と同様に「社会インフラ」として捉えた上で、ハード・ソフト両面で利便性が高く、持続可能な「広島型公共交通システム」の構築に向けた取組を進めているところです。

このうち、本市の基幹公共交通の一つと位置付けているアストラムラインについては、平成6年、広域拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmが開業し、平成27年には新白島駅が完成したことで、JR山陽本線と結節しています。

今後、アストラムラインの終点となっている広域公園前駅からJR西広島駅までの間を新交通西風新都線として延伸整備することにしており、これにより、JR山陽本線と一体となって、軌道系の基幹公共交通による循環型ネットワークが形成され、都心と西風新都間の循環を創出するとともに、広島広域都市圏内の各市町との結び付きを深め、ヒト・モノ・カネ・情報の更なる好循環を生み出すものと考えています。現在、本年度中の都市計画決定や特許取得に向け、関係機関との協議・調整を進めるなど着実に事業を推進しているところです。

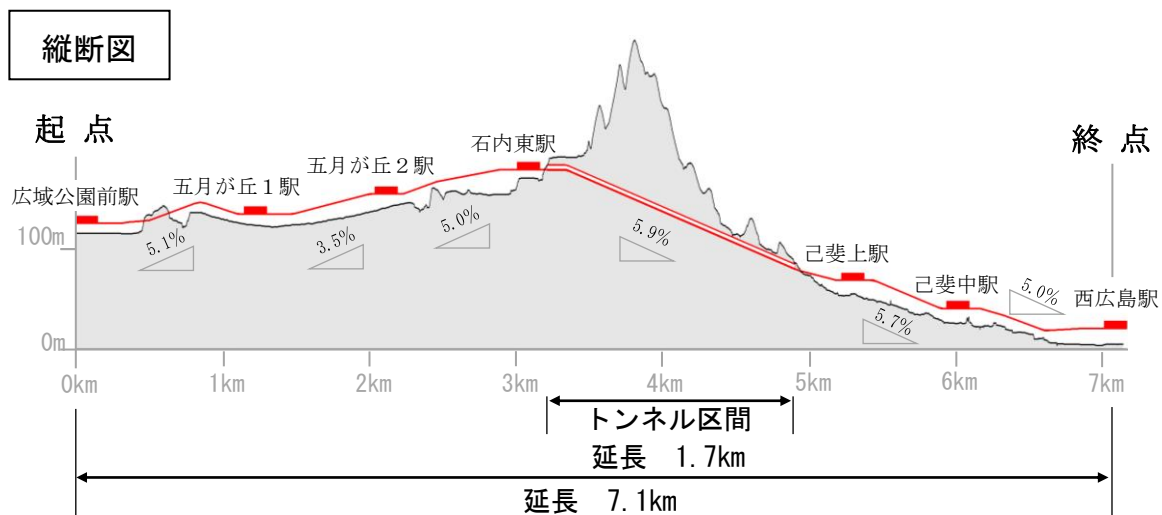
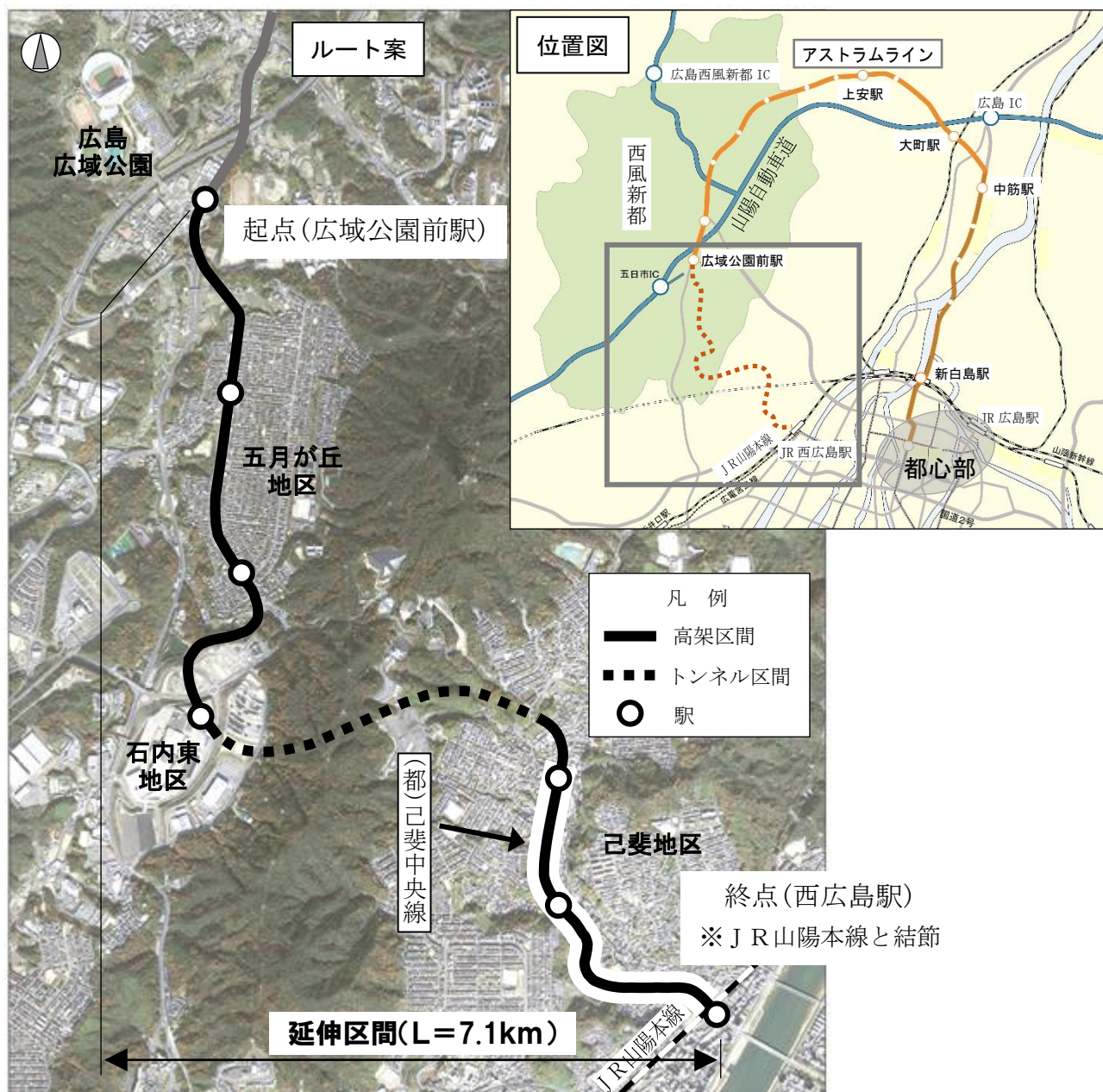
その一方で、アストラムラインは開業から31年が経過し、運行に不可欠な電路設備を始めとする設備の老朽化が進んでいることから、設備機器の更新が本格化しています。

今後、新交通ネットワークの充実・強化を図りつつ、安定的な運行を維持するためには、延伸整備に対する支援に加え、交通事業者の設備更新に対する財政支援の拡充が必要です。

つきましては、新交通西風新都線の整備のための財源確保と新交通ネットワークの設備更新に対する財政支援の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

新交通ネットワークの計画（新交通西風新都線のルート概略図）



※ 各駅間の勾配は駅間の最急勾配を示している。
※ 新駅の名称は全て仮称である。

24 広島高速道路（指定都市高速道路）の整備促進について

（国土交通省関係）

要望内容

広島高速道路（指定都市高速道路）の整備促進

- 1 広島高速5号線（東部線）の整備促進
- 2 広島高速2号線（府中仁保道路）の4車線化等の早期事業化
- 3 広島高速4号線（広島西風新都線）の延伸の早期事業化

（要 旨）

中四国地方の中核都市である本市を核とした広島都市圏が更に拠点性を高めていくためには、高速性、定時性に優れた道路網の整備が喫緊の課題となっていることから、広島高速道路（5路線、延長29km）の整備を進めています。

高速5号線については、供用中の路線を介して山陽自動車道や東広島・安芸バイパス、広島呉道路、東広島・呉自動車道により形成されるトライアングルネットワークと接続し、広島空港や東広島市・呉市方面と本市の都心とのアクセス強化を図るため事業を推進しています。

高速2号線については、現在整備中の広島南道路明神高架橋の完成に伴う交通需要の増大に備えるため、暫定2車線となっている仁保から東雲間の4車線化や東雲出入口のフルランプ化が急務となっています。

高速4号線については、山陽自動車道と直接接続することにより、県北部方面と都心や商工センターとのアクセス強化を図るため、延伸区間の環境影響評価等の手続きを進めています。

こうした路線の整備により、広島駅ビルの建替えを始めとする活発な民間開発などのまちづくりが進む都心や、都心を補完する広域拠点の一つとして一層の機能強化が必要となっている商工センターの活力が高まり、ひいては中核都市としての機能が飛躍的に向上します。さらには、広域圏における災害時の緊急輸送道路ネットワークの充実・強化が図られます。

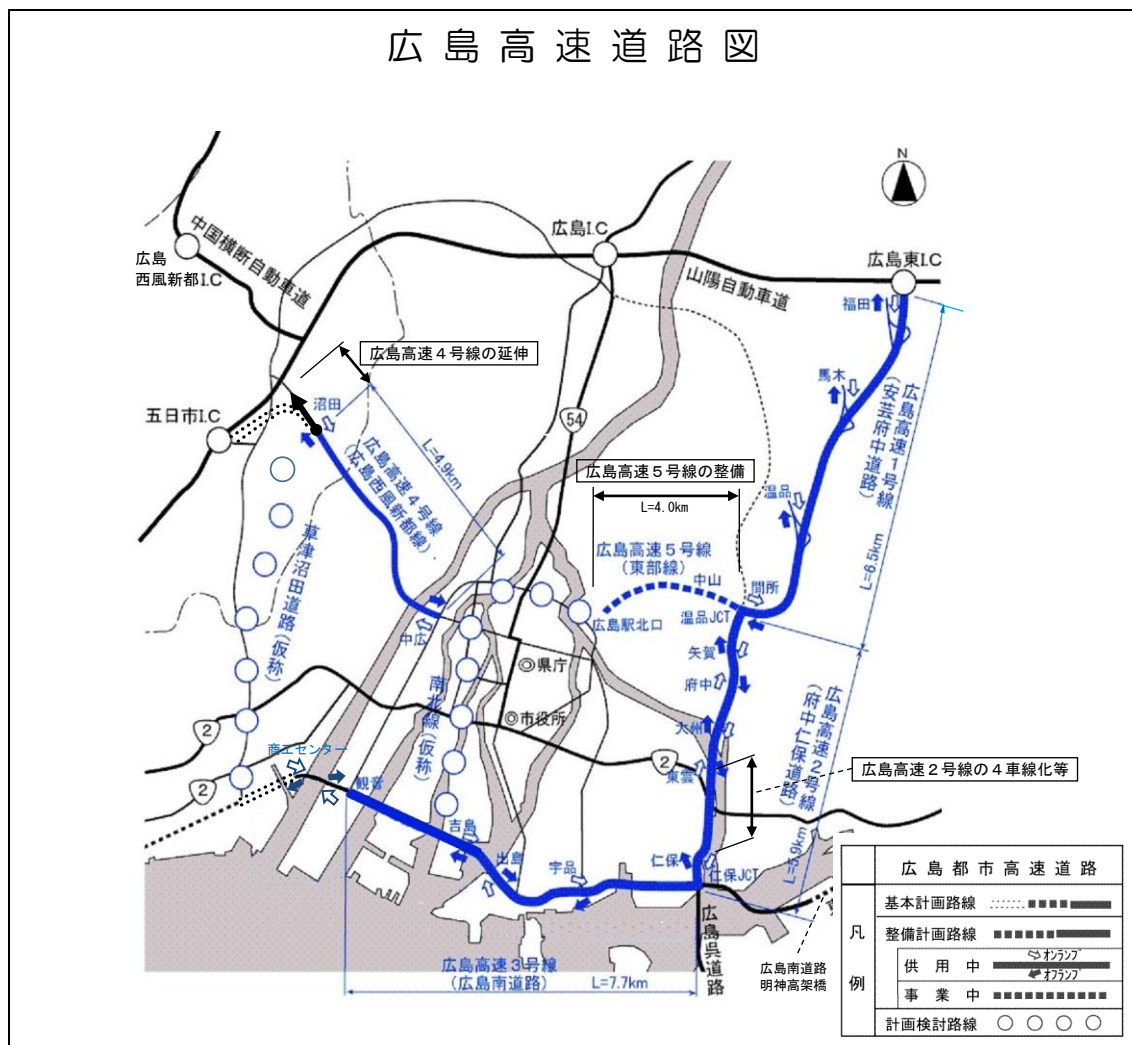
つきましては、広島高速道路の整備促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島高速道路の概要

事業主体	広島高速道路公社（設立団体：広島市・広島県）														
事業期間	平成9年度～令和10年度														
施行地域	広島市（一部府中町の区域を含む。）														
整備計画路線	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th><th>延長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島高速1号線（安芸府中道路）</td><td>6.5km</td></tr> <tr> <td>広島高速2号線（府中仁保道路）</td><td>5.9km</td></tr> <tr> <td>広島高速3号線（広島南道路）</td><td>7.7km</td></tr> <tr> <td>広島高速4号線（広島西風新都線）</td><td>4.9km</td></tr> <tr> <td>広島高速5号線（東部線）</td><td>4.0km</td></tr> <tr> <td>計</td><td>29.0km</td></tr> </tbody> </table>	路線名	延長	広島高速1号線（安芸府中道路）	6.5km	広島高速2号線（府中仁保道路）	5.9km	広島高速3号線（広島南道路）	7.7km	広島高速4号線（広島西風新都線）	4.9km	広島高速5号線（東部線）	4.0km	計	29.0km
路線名	延長														
広島高速1号線（安芸府中道路）	6.5km														
広島高速2号線（府中仁保道路）	5.9km														
広島高速3号線（広島南道路）	7.7km														
広島高速4号線（広島西風新都線）	4.9km														
広島高速5号線（東部線）	4.0km														
計	29.0km														

2 路線図



25 直轄国道の整備促進について

(国土交通省関係)

要望内容

直轄国道の整備促進

- 1 一般国道2号
 - ① 西広島バイパス都心部延伸
 - ② 広島南道路
 - ③ 安芸バイパス・東広島バイパス
- 2 一般国道54号
可部バイパス

(要 旨)

本市では、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現を掲げ、圏域内のヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」の構築に取り組んでいます。そのためには、基盤となる広域幹線道路ネットワークの充実・強化が重要であり、とりわけミッシングリンクの解消は不可欠です。

このため、東西方向の幹線道路である一般国道2号においては、西広島バイパス都心部延伸や広島南道路の明神高架橋の早期完成、また、広島南道路の木材港西～廿日市間の着実な事業推進、商工センター四丁目～木材港西間の早期事業化、出島～吉島間の整備時期等についての協議、さらには安芸バイパス・東広島バイパスの4車線化に向けた着実な事業推進が重要であると考えています。

これらの路線は、本市西部に位置し流通業務施設の集積拠点である商工センター地区について、本年3月に地域と連携して策定したまちづくりビジョンを具体化していくためにも、着実な取組が必要と考えています。

また、南北方向の幹線道路である一般国道54号においても、上根バイパスへの接続などによる可部バイパスの早期完成が重要であると考えています。

つきましては、直轄国道の整備促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

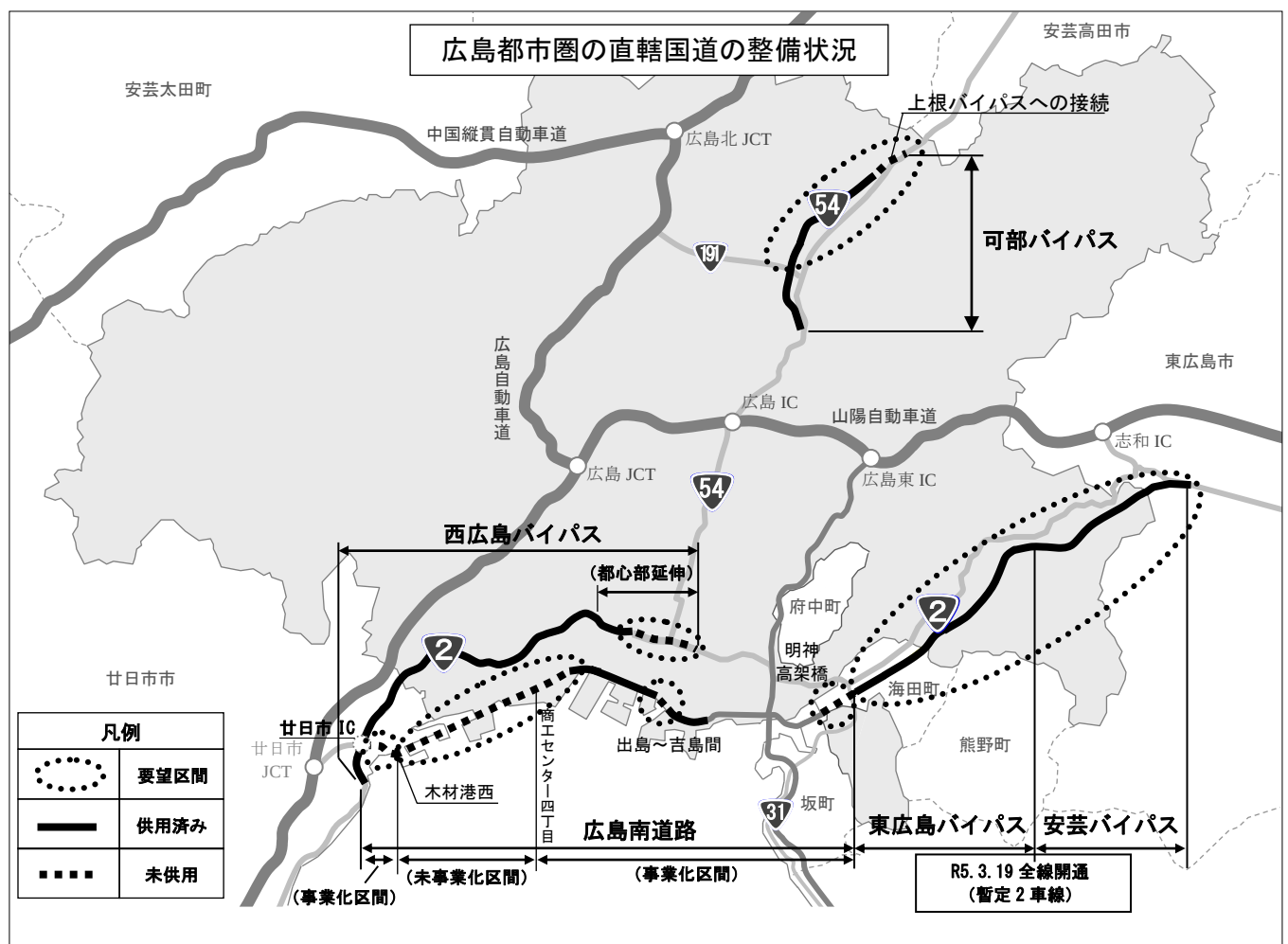
(参 考)

1 一般国道 2 号

	西広島バイパス	広島南道路	安芸バイパス	東広島バイパス
事業期間	昭和 40 年度～	平成元年度～	平成 7 年度～	昭和 50 年度～
区間	中区平野町 ～廿日市市	安芸郡海田町 ～廿日市市	東広島市八本松町 ～安芸区上瀬野町	安芸区上瀬野町 ～安芸郡海田町
総延長	19.4 km	23.3 km	7.7 km	9.6 km
車線数	2～4 車線	高架部 4～6 車線 平面部 4 車線	4 車線	4 車線

2 一般国道 54 号

	可部バイパス
事業期間	昭和 56 年度～
区間	安佐北区可部南一丁目～同区大林町
総延長	9.7 km
車線数	4 車線



要望内容 道路事業の財源確保

(要 旨)

本市では、安全・安心なまちづくりを推進するため、国道・県道を中心とした幹線道路から地域に密着した生活道路まで幅広く道路整備を進めており、今後とも、近隣市町との交流・連携の促進や円滑な交通の確保、災害に強いまちづくり等につながる道路整備を推進していく必要があります。

このため、都市の内外を結ぶ交通ネットワークの強化や、近年激甚化・頻発化している豪雨災害や切迫する南海トラフ巨大地震等に対する防災・減災対策として、幹線道路の法面对策や無電柱化、また、市民の日常生活の安全・安心の確保を図るため、通学路等の交通安全対策などについても整備を進めています。

つきましては、これら道路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

道路事業の概要

区 分		事業期間	事業区間 延長	道路幅員 (歩道幅員)	総事業費	令和7年度 末の進捗率 (見込み)	令和8年度 以降 残事業費
災害に強く安全・安心に暮らせる道路環境の整備							
道路 改築	国道183号 (西原)	令和3年度～ 令和8年度	150m	22.5m	8億9,000万円	49%	4億6,000万円
	国道261号 (鈴張)	令和5年度～ 令和10年度頃	650m	12.5m	9億7,000万円	4%	9億3,000万円
	国道488号 (東山)	令和7年度～ 令和10年度頃	2,740m	12.0m	60億円	1%	59億円
交 通 安 全	国道433号 (伏谷)	平成10年度～ 令和10年度頃	1,500m	11.5m (3.0m)	17億円	96%	6,700万円
	国道433号 (小伏原～大畑)	令和4年度～ 令和8年度	220m	12.0m (2.0m)	8,300万円	51%	4,200万円
	国道191号 (最高寺)	平成29年度～ 令和8年度	190m	12.8m (2.5m)	1億7,000万円	62%	6,400万円
	国道2号 (佐伯区役所北)	平成18年度～ 令和10年度頃	910m	16.0m (3.5m)	21億円	72%	5億8,000万円
	国道488号 (和田)	令和6年度～ 令和10年度頃	520m	8.5m (2.0m)	1億8,000万円	2%	1億7,000万円
	主要地方道広島中島線 (鶴江)	平成30年度～ 令和10年度頃	800m	12.0m (3.5m)	30億円	42%	18億円
	主要地方道広島中島線 (温品)	平成18年度～ 令和10年度頃	3,120m	12.0m (2.5m)	25億円	90%	2億4,000万円
	主要地方道広島中島線 (馬木)	平成15年度～ 令和10年度頃	690m	12.0m (2.5m)	15億円	93%	9,900万円
	主要地方道五日市簡賀線 (打尾谷)	平成20年度～ 令和8年度	1,470m	—	17億円	68%	5億4,000万円
道路 防災	主要地方道五日市簡賀線 (魚切)	令和3年度～ 令和10年度頃	2,700m	—	8億円	36%	5億2,000万円
	主要地方道広島三次線 (秋山)	令和6年度～ 令和9年度	180m	—	2億7,000万円	6%	2億6,000万円
	国道261号 (飯室)	令和5年度～ 令和8年度	100m	—	3億2,000万円	5%	3億1,000万円
	一般県道原田五日市線 ほか	令和4年度～ 令和9年度	6,000m	—	6億4,000万円	28%	4億6,000万円
舗装	主要地方道五日市簡賀線 ほか	令和4年度～ 令和9年度	9,300m	—	13億円	9%	11億円
無電柱化の推進による防災や安全・円滑な交通の確保							
電 線 共 同 溝	主要地方道東海田広島線	令和3年度～ 令和10年度頃	630m	(5.0m)	8億9,000万円	3%	8億6,000万円
	中2区吉島観音線ほか 1路線	平成20年度～ 令和10年度頃	900m	(3.5m)	12億円	73%	3億1,000万円
	中1区霞庚午線	平成24年度～ 令和10年度頃	920m	(3.5m)	12億円	53%	5億4,000万円
	中1区251号線	令和5年度～ 令和10年度頃	800m	(4.5m)	7億2,000万円	3%	7億円
	中2区中島吉島線 (吉島通り)	平成20年度～ 令和10年度頃	1,240m	(4.0m)	16億円	70%	4億8,000万円
	南4区中広宇品線 (翠町)	平成20年度～ 令和10年度頃	2,600m	(6.2m)	16億円	69%	4億8,000万円
通学路等における交通安全対策の推進							
交 通 安 全	安佐南3区391号線 (芦田屋踏切)	令和3年度～ 令和8年度	100m	6.0m	2億9,000万円	25%	2億2,000万円
	自転車ネットワーク整備 (中1区62号線ほか)	平成26年度～ 令和10年度頃	67km	—	17億円	39%	11億円
安全・安心なまちづくりを推進する道路等の整備							
道路 改築	一般県道伴広島線	平成11年度～ 令和8年度	1,430m	10.0m	24億円	94%	1億4,000万円

27 街路事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

街路事業の財源確保

(要 旨)

急速な高齢化の進展や人口減少にも直面する中、持続的に都市の活力を維持・向上していくためには、都市機能を集積させる「集約型都市構造」への転換が求められており、コンパクトなまちづくりを推進する必要があります。

このため、本市では、都心や拠点地区間の連携を強化し、円滑な都市活動と安全・快適な生活を支える街路の整備を進めており、交通の円滑化や市街地の一体化、踏切除却により安全確保を図る連続立体交差事業や、道路空間を車中心から人中心へ転換する事業に重点的に取り組んでいます。

さらに、近年激甚化・頻発化している豪雨災害や切迫する南海トラフ巨大地震等に対する防災・減災対策として、緊急輸送道路の整備や無電柱化、また、市民の安全・安心な日常生活を確保するため、通学路等の交通安全対策などについて、「選択と集中」を図り、整備効果の高い路線から整備を進めています。

つきましては、これら街路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

街路事業の概要

区 分	事 業 期 間	事業区間 延 長	道路幅員	総 事 業 費	令和 7 年度 末の進捗率 (見込み)	令和 8 年度 以降の降 残 事 業 費
連続立体交差事業による安全・安心な地域づくりの推進						
J R 山 陽 本 線 (東部地区連続 立体交差事業)	平成5年度～ 令和20年度頃	(全体) 5,100m (市域) 1,927m	—	(全体) 915 億円 (市域) 370 億円	27.4%	268 億 6,061 万円
※ 事業費には関連街路分を含んでいる。						
広島都心地区（Ⅱ期）都市再生整備計画						
南 1 区 19 号線	平成22年度～ 令和11年度	390m	13m	16 億円	72.5%	4 億 2,949 万円
都市基盤となる骨格道路等の整備						
中 筋 温 品 線	平成12年度～ 令和10年度頃	2,070m	14～47m	236 億円	67.2%	77 億 4,952 万円
吉島観音線ほか1路線	平成7年度～ 令和8年度	1,190m	20～30m	86 億円	91.4%	7 億 3,733 万円
段原蟹屋線ほか1路線	平成7年度～ 令和8年度	633m	25～32m	73 億円	95.0%	3 億 6,850 万円
無電柱化の推進による防災や安全・円滑な交通の確保						
霞 庚 午 線	平成10年度～ 令和10年度頃	1,360m	30m	233 億円	77.1%	51 億 1,720 万円
東雲大州線ほか1路線	平成20年度～ 令和10年度頃	590m	25～27m	79 億円	96.2%	3 億 326 万円
通学路等における交通安全対策の推進						
長 東 八 木 線 (4 工区)	平成29年度～ 令和10年度頃	480m	22～25m	31 億円	45.2%	16 億 9,864 万円
矢 野 中 央 線	平成27年度～ 令和8年度	366m	17m	21 億円	89.7%	2 億 1,558 万円
畑口寺田線ほか1路線	平成27年度～ 令和10年度頃	880m	16～18m	33 億円	63.4%	12 億 653 万円
安全・安心なまちづくりを推進する道路等の整備						
駅 前 線	平成8年度～ 令和10年度頃	977m	14m	42 億円	85.1%	6 億 2,761 万円
花 都 川 線	平成9年度～ 令和10年度頃	320m	16m	16 億円	78.2%	3 億 4,950 万円
山 の 手 線	平成9年度～ 令和10年度頃	1,050m	18m	57 億円	27.8%	41 億 1,533 万円
青 崎 畝 線	平成5年度～ 令和20年度頃	1,466m	16m	51 億円	54.8%	23 億 267 万円

28 直轄砂防事業の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進

(要 旨)

本市域の多くを占める広島西部山系及び安芸南部山系では、急峻な地形と崩壊を起こしやすい風化した花崗岩等が広く分布し、過去から幾度も甚大な土砂災害が発生しています。

このため、国におかれては、平成11年6月の豪雨災害を契機に、平成13年度より「広島西部山系」、平成30年度より「安芸南部山系」を対象として砂防事業を推進していただいています。

こうした中、近年では、自然災害が激甚化・頻発化しており、土石流による局所的な被害に加え、大量の土砂流出を受けた河川が埋塞することにより、土砂・洪水氾濫が広範囲で発生し、住宅地や主要交通インフラ等に甚大な被害が生じているため、今後は、更なる砂防堰堤の整備や土砂を捕捉する遊砂地の整備等の対策が重要となります。

つきましては、流域治水の趣旨の下、防災・減災、国土強靱化を推進し、地域の安全・安心を確保するため、再度災害防止のみならず、事前防災に係る土石流対策や土砂・洪水氾濫対策を実施するなど、体制の強化も含めた直轄砂防事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

事業概要

事業主体		国（国土交通省）	
事業名		広島西部山系直轄砂防事業	安芸南部山系直轄砂防事業
事業期間		平成 13 年度～	平成 30 年度～
事業内容		土砂災害防止施設の整備	
関係市町		広島市（東区、西区一部、安佐南区、安佐北区一部、佐伯区一部）、廿日市市、大竹市	広島市（安芸区一部）、呉市、坂町
事業費	令和 6 年度まで	約 1,009 億円	約 200 億円
	令和 7 年度	約 37 億円	約 8 億円

位置図



29 港湾海岸高潮対策事業の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

海岸保全施設整備の促進

(要 旨)

本市の臨海部では、人口・産業・資産が集中しているため、高潮に対する安全性の確保が不可欠であることから、広島県により、広島港の高潮対策が進められていました。

こうした中、平成11年9月の台風18号、平成16年8月の台風16号、同年9月の台風18号により、高潮による甚大な被害が生じ、高潮対策が急務となりました。

このため、国におかれても、平成17年度より広島県とともに高潮対策を進めていただいておりますが、特に近年は、気候変動による潮位の上昇や台風の強大化によって、高潮災害のリスクが増大し、防災に対する市民の意識が高まっております。

つきましては、早期に市民等の安全・安心の確保を図る必要があるため、港湾海岸高潮対策事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業主体

国（国土交通省）及び広島県

2 事業内容

海岸保全施設の整備

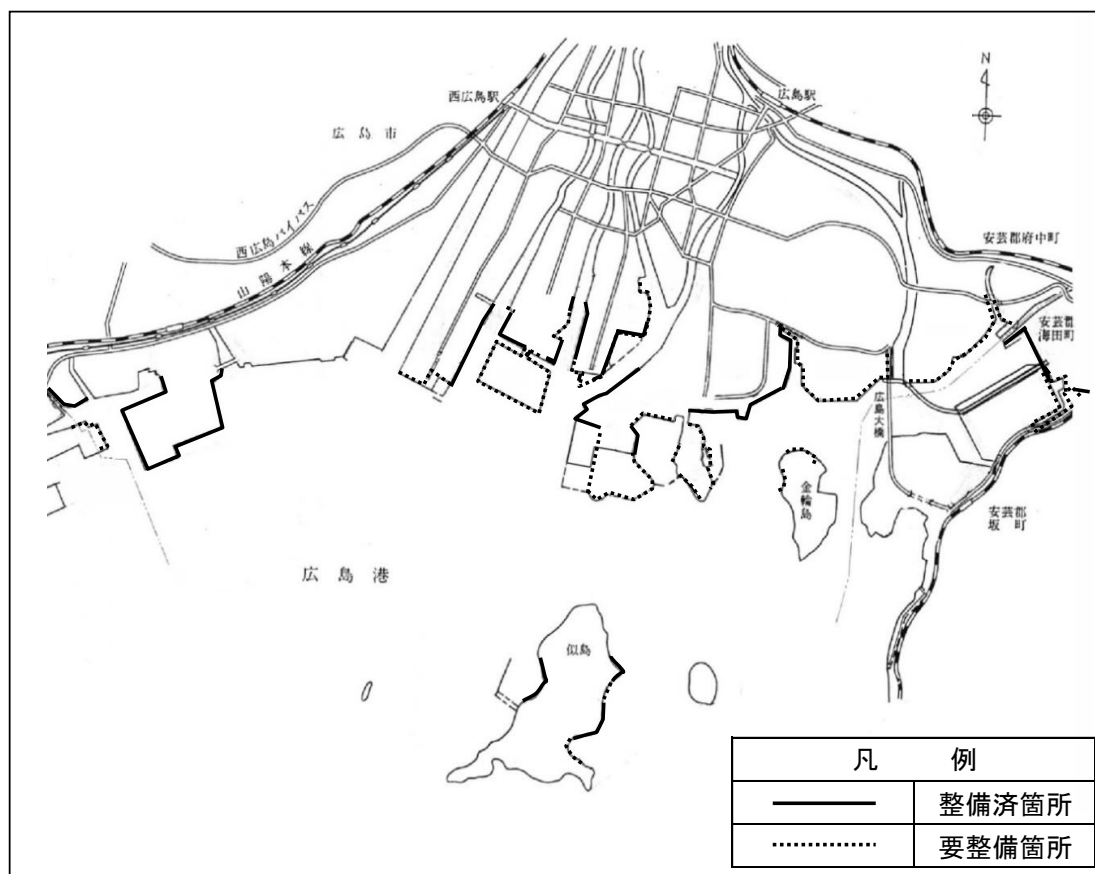
3 整備状況（令和6年度末現在）

整備計画延長 6.9 km （うち広島市域 5.0 km）

整備済延長 2.9 km （うち広島市域 2.3 km）

要整備延長 4.0 km （うち広島市域 2.7 km）

4 位置図



30 直轄河川事業の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 太田川総合開発事業
- 2 高潮堤防整備・既存堤防の耐震対策
- 3 祇園・大芝水門の改築 等

(要 旨)

近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風に加え、西日本の広範囲に影響を及ぼすとされる南海トラフ巨大地震のリスクの高まりに対する備えが一層求められています。

これらの災害に対し、本市は地盤の低いデルタ部に中心市街地が形成されているため、高潮や洪水等の発生リスクが高く、市民生活はもとより都市機能の低下による社会経済活動にも大きな影響を及ぼしかねない状況にあります。

こうした中、国におかれましては、令和6年度から、洪水調節機能の向上を図る太田川総合開発事業に着手されており、下流域に位置する本市としても、事業の効果に大きな期待を寄せています。

また、太田川流域全体のあらゆる関係者が連携の下、様々な治水対策に取り組む「太田川水系流域治水プロジェクト」においては、国の取組として、高潮堤防整備や既存堤防の耐震対策、祇園・大芝水門の改築、河道掘削等が位置付けられているところです。

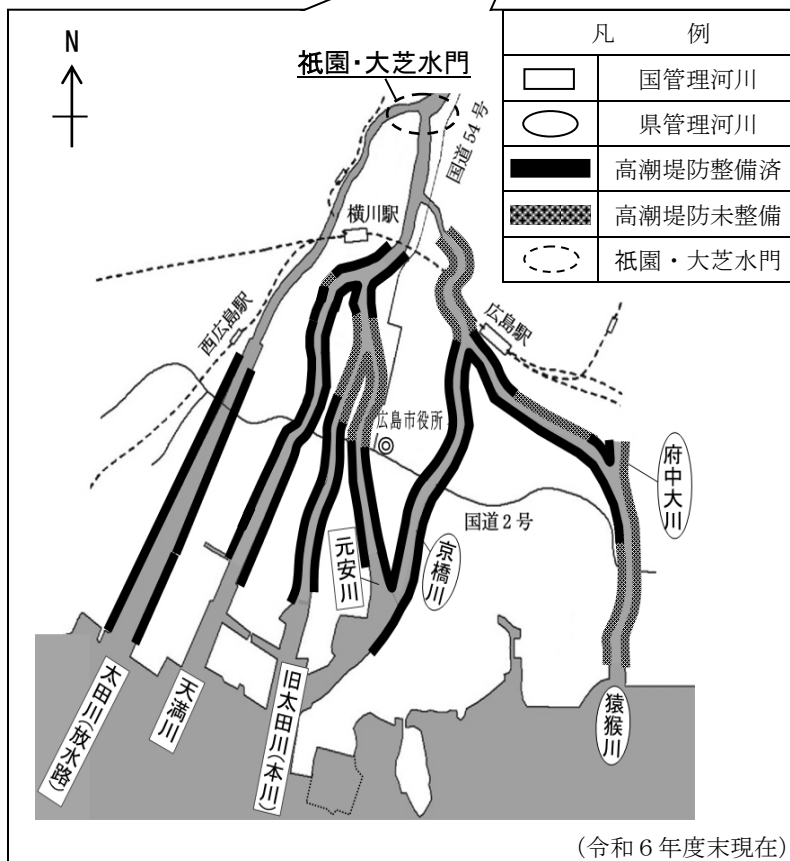
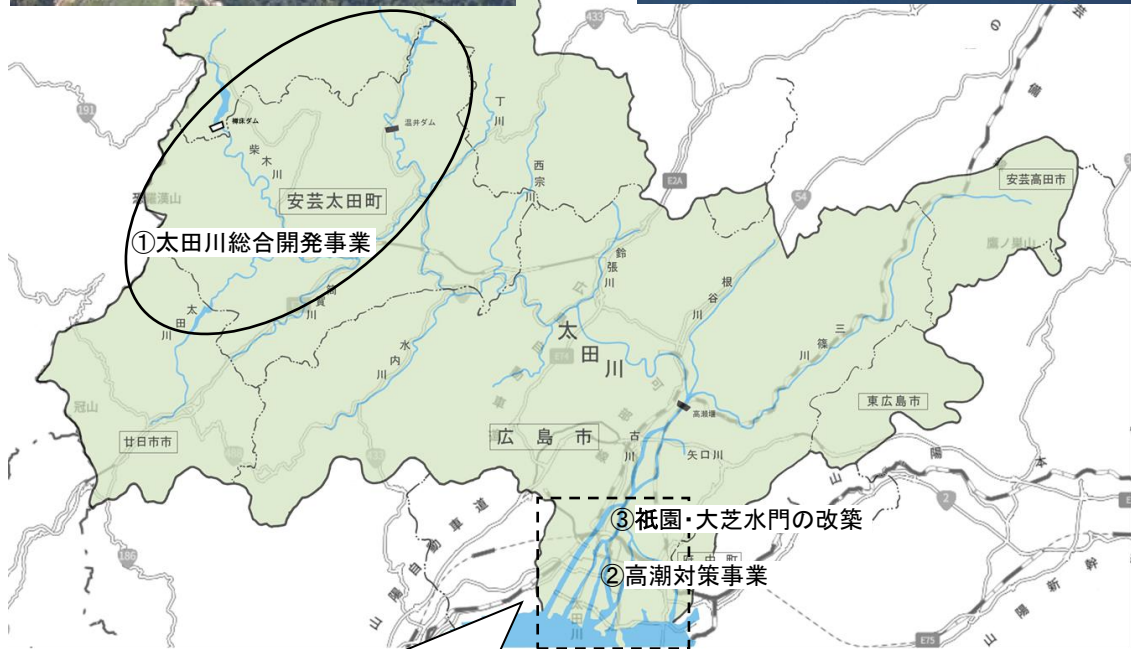
つきましては、太田川水系の治水安全度の向上を図る直轄河川事業の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

太田川上流域



太田川下流域
(都市機能が集積する下流デルタ部)



祇園・大芝水門



高潮堤防



(令和6年度末現在)

31 教職員配置の充実改善について

(文部科学省関係)

要望内容

教育上の課題解決と働き方改革に向けた教職員定数の加配定数措置の拡充

- 1 生徒指導体制の強化
- 2 少人数学級編制の実施

(要 旨)

1 生徒指導体制の強化

近年、教育現場においては、いじめの対応を始め、不登校や児童虐待、ヤングケアラー等の課題を抱える児童生徒への対応等、解決すべき課題が複雑化・多様化しています。

こうした課題に対応し、児童生徒の豊かな学びを実現するためには、教員の加配措置による生徒指導主事等の専任化が重要となるとともに、スクールソーシャルワーカーなどの専門家が教員と連携し、課題の解決に当たることができる「チームとしての学校体制」を早急に構築する必要があります。

つきましては、これらの教員の専任化に伴う加配定数を更に拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象として位置付けていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 少人数学級編制の実施

本市では、平成20年度から、個に応じたきめ細かな指導により、基礎学力の確実な定着に取り組む学校を支援するため、小学校2年生から中学校1年生において35人を上限とする少人数学級編制を実施しています。

こうした中、令和7年6月13日付けで閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、令和8年通常国会へ義務標準法改正案を提出し、財源確保と併せて、令和8年度からの中学校35人学級実現に向けた定数改善等を含め学校の望ましい教育環境や指導体制を構築するという取組方針が示されたところです。

一方で、こどもたちが抱える様々な課題の複雑化・困難化や、学校や教員に対する期待の高さなどにより教員の負担は増大しており、今後、発達段階に応じて30人学級を導入するなど、更なる少人数学級の推進についても検討していただきますようお願いいたします。